

官報 号外 平成二十五年四月二十三日

○第一百八十三回 衆議院会議録 第十八号

平成二十五年四月二十三日(火曜日)

議事日程 第十三号

平成二十五年四月二十三日

午後零時十分開議

第一 スポーツ振興投票の実施等に関する法律
及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案(遠藤利明君提出)

第二 建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案(遠藤利明君提出)

第三 國際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結について承認を求めるの件

第四 健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第五 衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公

平成二十五年四月二十三日 衆議院会議録第十八号

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案

午後零時十二分開議

[保岡興治君登壇]

○議長(伊吹文明君) これより会議を開きます。

○保岡興治君 ただいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

日程第五 衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するため

の公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

官報(号外)

〔河井克行君登壇〕

○河井克行君　ただいま議題となりました国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本条約は、昭和五十五年十月に開催されたハーブ国際私法会議において採択されたものであり、監護の権利の侵害を伴う国境を越えた子の連れ去り等が生じた場合に原則として常居所を有している国に子を迅速に返還するための国際協力の仕組み、国境を越えた親子の接触の実現のための協力等について定めるものであります。

その主な内容は、

各締約国が指定する中央当局は、子の返還または子との接触を求める申請を受けて、子の所在の特定、子に対するさらなる害悪の防止等のため、全ての適当な措置をとること、司法当局等は、子の返還のための手続を迅速に行い、原則として子の返還を命ずること、ただし、返還により子が心身に害悪を受けるなどの重大な危険がある場合等、一定の場合には、子の返還を命ずる義務を負わないこと

等であります。

委員会におきましては、翌五日岸田外務大臣から提案理由の説明を聴取し、十九日に質疑を行ない、質疑終局後、採決を行つた結果、本件は全会一致をもつて承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認する御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊吹文明君) 全会一致。御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

酬総額に応じたものとすること、

第二に、健康保険の被保険者等の業務上の負傷等について、労災保険の給付対象とならない場合は、法人の役員としての業務を除き、健康保険の給付対象とすること等であります。

○議長(伊吹文明君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも許可することに決まりました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

本案は、去る四月二日本委員会に付託され、翌三日に田村厚生労働大臣から提案理由の説明を聽取し、五日から質疑に入り、十九日に質疑を終局いたしました。

質疑終局後、自由民主党及び公明党より、施行期日についての修正案が提出され、趣旨説明を聴取いたしました。

次いで、討論、採決の結果、修正案及び修正部

分を除く原案はいずれも賛成多数をもつて可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

日まで十三日間、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。(発言する者あり)静粛に願います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊吹文明君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十二分散会

出席国務大臣

総務大臣	新藤義孝君
外務大臣	岸田文雄君
文部科学大臣	下村博文君
厚生労働大臣	田村憲久君
国土交通大臣	太田昭宏君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る十九日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

公職選挙法の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る十九日、内閣から次の報告書を受領した。

無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律第三十二条の規定に基づく平成二十四年者が負担する後期高齢者支援金の額について、その額の三分の一を被用者保険等の保険者の標準報

官 報 (号 外)

平成二十五年四月二十三日

衆議院會議錄第十八号

議長の報告

文部科学委員	辞任	厚生労働委員	辞任	補欠
熊田 裕通君	三ツ林裕巳君	遠藤 宏君	大串 正樹君	八木 哲也君
桜井 宏君	篠原 敬君	和子君	白須賀貴樹君	三ツ林裕巳君
西田 岩永	遠藤 和子君	孝君	田畑 英之君	高橋ひなこ君
國重 岩永	裕貴君	裕貴君	田畑 裕明君	高橋ひなこ君
西田 美樹君	遠藤 宏君	篠原 孝君	足立 康史君	伊佐 進一君
國重 桂子君	裕貴君	和子君	船橋 利実君	牧島かれん君
西田 清人君	遠藤 敬君	孝君	村井 英樹君	石川 昭政君
國重 光徳君	遠藤 宏君	篠原 孝君	青山 周平君	渡辺 孝一君
西田 隆雄君	裕貴君	和子君	伊佐 康史君	伊佐 進一君
國重 小倉 将信君	遠藤 宏君	篠原 孝君	足立 康史君	牧島かれん君
西田 秋元 司君	遠藤 宏君	和子君	村井 英樹君	石川 昭政君
國重 渡辺 孝一君	遠藤 宏君	篠原 孝君	大串 正樹君	西田 昭政君
西田 牧島かれん君	遠藤 宏君	和子君	白須賀貴樹君	西田 周平君
國重 高橋ひなこ君	遠藤 宏君	篠原 孝君	田畑 裕明君	伊佐 康史君
西田 船橋 利実君	遠藤 宏君	和子君	桂子君	伊佐 進一君
國重 伊佐 康史君	遠藤 宏君	篠原 孝君	清人君	西田 周平君
西田 伊佐 進一君	遠藤 宏君	和子君	美樹君	伊佐 康史君

委員の辞任を許可し、その補欠を指名した

(特別委員辭任及び補欠選任)

一、去る十八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する
特別委員

辭任
藤井比早之君
補欠
武藤
貴也君

務台 俊介君
井二 義八君
小松 裕君
與之 恵一君

井上義久君
小松裕君
務台俊介君

武藤 貴也君
藤井比早之君
井上 義久君

去る十九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する 特別委員会

特別委員
辭任

安藤 裕君
嘉徳君
大岡 敏孝君

井上 義久君
井上 貴博君
安藤 濱村
裕君 進君

大岡敏孝君
田所嘉徳君
賓村進君
井上義入君

原子力問題調査特別委員会 決議 第三回

菅野さちこ君 辞任
瀬戸 隆一君 補欠

高木毅君
中村裕之君
勝沼根本
栄明君幸典君

細田 博之君
宮澤 博行君
宮崎 謙介君
八木 哲也君

宮下 一郎君
牧島かれん君

馬淵 築
澄夫君 和生君

西田 謙君 岩永 裕貴君

玉城デ二ー君	小宮山泰子君
勝沼 栄明君	富樺 博之君
瀬戸 隆一君	菅野さちこ君
富樺 博之君	中村 裕之君
根本 幸典君	高木 穀君
堀井 学君	築 和生君
牧島かれん君	宮下 一郎君
宮崎 謙介君	細田 博之君
八木 哲也君	宮澤 博行君
荒井 聰君	馬淵 澄夫君
岩永 裕貴君	西田 讓君
小宮山泰子君	玉城デ二ー君
（憲法審査会委員辞任及び補欠選任）	
一、去る十八日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
憲法審査会委員	
辞任	補欠
大塚 拓君	宮崎 政久君
保岡 興治君	湯川 一行君
山下 貴司君	細田 健一君
古川 元久君	小川 淳也君
細田 健二君	山下 貴司君
宮崎 政久君	大塚 拓君
湯川 一行君	保岡 興治君
小川 淳也君	古川 元久君
（議案提出）	
一、去る十六日、議員から提出した議案は次のとおりである。	
公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案(海江田万里君外六名提出)	平成二十五年度一般会計予算、平成二十五年度特別会計予算及び平成二十五年度政府関係機関予算に対する修正案(桜内文城君外九名提出)

一、去る十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律案

金融商品取引法等の一部を改正する法律案

一、去る十九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

消費者の財産的被害の集團的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案

放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案

自衛隊法の一部を改正する法律案

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

外国為替及び外國貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

(号外)

(議案受領)

一、去る十八日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案

一、去る十九日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一
部を改正する法律案

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案(遠藤利明君外十二名提出)

スポート振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案(遠藤利明君外十二名提出)

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案(遠藤利明君外十二名提出)

文部科学委員会 付託

公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案(海江田万里君外六名提出)

衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五一号)

政治倫理の確立及び公職選挙 法改正に関する特別委員会 付託

一、去る十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改する法律案(内閣提出第二二号)

国土交通委員会 付託

一、去る十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

昨二十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出第六一号)

環境委員会 付託

一、去る十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

平成二十五年度一般会計予算

平成二十五年度特別会計予算

平成二十五年度政府関係機関予算

一、去る十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

スポート振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案(遠藤利明君外十二名提出)

一、去る十七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案(海江田万里君外六名提出)

一、去る十九日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

公職選挙法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、去る十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

特定不妊治療費助成事業における助成対象者の制限に関する質問主意書(小池政就君提出)

国被告とする白衛官人権裁判等に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)

一、去る十六日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員阿部知子君提出禁煙タクシーとハイヤーに関する質問に対する答弁書

一、去る十六日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員阿部知子君提出禁煙タクシーとハイヤーに関する質問に対する答弁書

一、去る十六日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員阿部知子君提出禁煙タクシーとハイヤーに関する質問に対する答弁書

一、去る十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

我が国のTPP交渉参加に係る日米合意に関する質問主意書(大串博志君提出)

一、去る十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

生活保護基準切り下げと、それに伴う低所得者対策への影響に関する質問主意書(長妻昭君提出)

平成二十五年四月五日提出

質問 第四六号

禁煙タクシーとハイヤーに関する質問主意書 提出者 阿部 知子

タクシーの禁煙化は、各都道府県のタクシー事業者団体が自主的普及に努めた結果、平成二十三年一月、和歌山県タクシー協会の全面禁煙化宣言を最後に四十七都道府県に普及した。

しかし、タクシー事業者団体は、参加事業者に對して禁煙車導入を強制する権限はなく、ましてや非加盟事業者に對しては、なおさらのことであ

スマートメーター導入を促進するための措置に關する質問主意書(小池政就君提出)

今後の離島における電力の安定供給に關する質問主意書(小池政就君提出)

電力システム改革に伴う新規事業參画者と既存の電力事業者に關する質問主意書(小池政就君提出)

電力卸売市場の活用と電力料金に關する質問主意書(小池政就君提出)

電力事業への外国資本の參入に關する質問主意書(小池政就君提出)

電力自由化と原子力発電の在り方に關する質問主意書(小池政就君提出)

スマートメーター導入を促進するための措置に關する質問主意書(小池政就君提出)

今後の離島における電力の安定供給に關する質問主意書(小池政就君提出)

電力システム改革に伴う新規事業參画者と既存の電力事業者に關する質問主意書(小池政就君提出)

受動喫煙防止条例においては、「罰則付き」で喫煙を規制しているように、タクシーにおいても所要の法整備が喫緊の課題と考えるが、見解を問う。

四 現在、ハイヤーの禁煙化は、手付かずの状態である。タクシーの禁煙化が進展するにしたがつて、喫煙者たる旅客は、ハイヤーを選ぶ傾向がある。その結果、ハイヤー乗務員の受動喫煙は、かつてのタクシー以上に深刻になつている。また、車内喫煙した旅客による残留タバコ煙の存在に後から乗車する旅客が苦情を申し述べるケースが増えている。よつて、前二三と同様に国がハイヤーの禁煙化に向けた罰則付き法整備を講じるべきと考えるが、見解を問う。

内閣衆質一八三第四六号

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 伊吹文明殿

衆議院議員阿部知子君提出禁煙タクシーとハイヤーに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員阿部知子君提出禁煙タクシーとハイヤーに関する質問に対する答弁書

一について

国土交通省としては、先の答弁書二についてお答えしたとおり、禁煙タクシーの導入に伴う留意事項について（平成十九年九月二十五日付け）自旅百五十五号国土交通省自動車交通局旅客課長通知等により、一般乗用旅客自動車運送事業者に対し、禁煙車両については、乗務員は旅客の存しない場合でも喫煙しないよう指導しており、現時点では、法令により、乗務員が旅客の存しない事業用自動車内において喫煙することを禁止することは考えていない。

三及び四について

タクシー及びハイヤー（以下「タクシー等」という。）の全面禁煙化に関する御指摘については、健康増進法（平成十四年法律第二百三号）第十五条规定において、多数の者が利用する施設を管理する者は、当該施設を利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨規定されており、一般乗用旅客自動車運送事業者においても、同条の規定等を踏まえ、タクシー等の禁煙化に取り組むべきものであると考えている。

一、去る十九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員照屋寛徳君提出いわゆる4.28「主権回復の日」政府式典に関する再質問に対する答弁書

平成二十五年四月十一日提出
質問 第四七号

いわゆる4.28「主権回復の日」政府式典に

関する再質問主意書

提出者 照屋 寛徳

いわゆる4.28「主権回復の日」政府式典に

に関する再質問主意書

私は、平成二十五年三月二十六日付で「いわゆる4.28『主権回復の日』政府式典に関する質問主意書」（以下、質問主意書といふ）を提出したところ、係る政府答弁書を同年四月五日付で受領したものである。

私は、現在でも、政府が「我が国の完全な主権回復」が実現したとして、来る四月二十八日に「主権回復・国際社会復帰を記念する式典」（以下、政府式典といふ）を挙行するのは、歴史の真実をわざわざするものであり、中止すべきだと考える。

去る四月十日、仲井眞弘多沖縄県知事は、政府式典開催に対する多くの県民の抗議の意思や強い

違和感の声等に配慮して「不参加」を表明した。以下、質問する。

一 政府は、私が先に提出した質問主意書で政府のいう「完全な主権回復」とは、いかなる状態を指すのか、と質したところ、政府答弁書において「お尋ねの『完全な主権回復』の文言は、地理的なことを意味するものではない」と答えてい

る。

政府答弁書でいう「地理的なこと」を意味するものではないとは、いかなる意味か。特に、「地理的なこと」が何を指しているのかについて、具体的に説明されたい。

二 右「地理的なこと」の「地理的」が指す範囲とは、サンフランシスコ講和条約第三条によつて米国の施政権下に置かれた沖縄、奄美、小笠原のことか、それとも別の地域か、政府の見解を示されたい。

三 政府は、沖縄では政府式典に対し、多くの県民から抗議の意思や強い違和感の表明、式典を忌避する声があること、去る三月二十九日に沖縄県議会が「4.28主権回復・国際社会復帰を記念する式典」に対する抗議決議を全会一致で採択したこと、地元紙実施のアンケートで式典開催に賛成した県内市町村長が皆無であること（本年三月三十一日付「沖縄タイムス」）などをどのように受け止めていたか、見解を示されたい。

四 政府は、去る四月十日、仲井眞知事が「政府式典について、県民には様々な意見があることを、政府におかれではご理解いただきたいと考えております」とのコメントを発表し、知事自らの政府式典への不参加を表明したことをどのように受け止めているか、見解を示されたい。

右質問する。

第九区	北海道檜山振興局管内	北海道渡島総合振興局管内	北海道函館市
伊達市	伊達市	伊達市	伊達市
夕張市	夕張市	夕張市	夕張市
岩見沢市	岩見沢市	岩見沢市	岩見沢市
留萌市	留萌市	留萌市	留萌市
芦別市	芦別市	芦別市	芦別市
美唄市	美唄市	美唄市	美唄市
赤平市	赤平市	赤平市	赤平市
三笠市	三笠市	三笠市	三笠市
滝川市	滝川市	滝川市	滝川市
砂川市	砂川市	砂川市	砂川市
歌志内市	歌志内市	歌志内市	歌志内市
深川市	深川市	深川市	深川市
北海道空知総合振興局管内	北海道空知総合振興局管内	北海道空知総合振興局管内	北海道空知総合振興局管内
幌加内町	幌加内町	幌加内町	幌加内町
北海道留萌振興局管内	北海道留萌振興局管内	北海道留萌振興局管内	北海道留萌振興局管内
北海道宗谷総合振興局管内	北海道宗谷総合振興局管内	北海道宗谷総合振興局管内	北海道宗谷総合振興局管内

第十一区 帶広市	北海道十勝総合振興局管内
北見市	北海道宗谷総合振興局管内
網走市	北海道宗谷総合振興局管内
稚内市	北海道宗谷総合振興局管内
紋別市	北海道宗谷総合振興局管内
猿払村	北海道宗谷総合振興局管内
浜頓別町	北海道宗谷総合振興局管内
中頓別町	北海道宗谷総合振興局管内
枝幸町	北海道宗谷総合振興局管内
豊富町	北海道宗谷総合振興局管内
礼文町	北海道宗谷総合振興局管内
利尻町	北海道宗谷総合振興局管内
利尻富士町	北海道宗谷総合振興局管内
第一区 青森市	北海道才ホーツク総合振興局管内
本庁管内	北海道才ホーツク総合振興局管内
横内支所管内	北海道才ホーツク総合振興局管内
浜館支所管内	北海道才ホーツク総合振興局管内
奥内支所管内	北海道才ホーツク総合振興局管内
原別支所管内	北海道才ホーツク総合振興局管内
後潟支所管内	北海道才ホーツク総合振興局管内
野内支所管内	北海道才ホーツク総合振興局管内
第二区 東津軽郡	北海道才ホーツク総合振興局管内
五所川原市	北海道才ホーツク総合振興局管内
北津軽郡	北海道才ホーツク総合振興局管内
十和田市	北海道才ホーツク総合振興局管内

Map of the northern part of Iwate Prefecture showing administrative divisions. The map includes the northern districts of the first, second, and third districts of the prefecture, as well as the northern parts of the fourth district and the city of Morioka. Labels indicate towns like Ueda, Kuroishi, Tsuchizaki, and others, along with various townships and villages.

官報(号外)

第五区	石卷市 東松島市 大崎市 大崎市松山総合支所管内 大崎市三本木総合支所管内 大崎市鹿島台総合支所管内	第五区	加美郡 黒川郡 宮城郡 多賀城市 塩竈市	第四区	亘理郡 伊具郡 刈田郡 岩沼郡 角田郡 名取郡 白石市	第三区	泉区 若林区 宮城野区 仙台市 太白区 青葉区	第二区	仙台市 太白区	第一区	宮城县
-----	---	-----	----------------------------------	-----	---	-----	--	-----	------------	-----	-----

第五区に属しない区域	第五区	雄勝郡 仙北郡 仙北市 にかほ市 大仙市 由利本荘市 湯沢市 横手市	第三区	南秋田郡 北秋田郡 山本郡 鹿角郡 北秋田市 鹿角市 潟上市 北秋田市	第二区	能代市 大館市 男鹿市 鹿角市 潟上市 大馆市 能代市	第一区	本吉郡 秋田市 秋田市	第六区	遠田郡 牡鹿郡 氣仙沼市 栗原市 登米市	第一区	大崎市田尻総合支所管内
------------	-----	---	-----	--	-----	---	-----	-------------------	-----	----------------------------------	-----	-------------

第五区	相馬郡 伊達郡 福島市 相馬市 伊達市 福島市 第一区	第一区	相馬郡 伊達郡 福島市 飽海郡 東田川郡 最新庄郡 酒田市 岡村郡	第三区	西置賜郡 東置賜郡 西村山郡 北村山郡 東根市 寒河江市 尾花沢市 長井市 米沢市 天童市 東山村 上山市	第二区	山形市 寒河江市 尾花沢市 長井市 米沢市 天童市 東山村 上山市	第一区	山形市 寒河江市 尾花沢市 長井市 米沢市 天童市 東山村 上山市	第一区	山形県
-----	---	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	-----

第五区	茨城県 水戸市 下妻市 水戸市役所赤塚出張所管内 水戸市役所常澄出張所管内 、田、石の宮、堀篠、坂井、比毛、横根、平	第一区	双葉郡 いわき市 大河沼郡 耶麻郡 喜多方市 会津若松市 南会津郡 東白川郡 須賀川市 白河市 二本松市 本宮市 安達郡	第四区	第五区	第三区	第二区
-----	---	-----	--	-----	-----	-----	-----

平成二十五年四月二十三日 衆議院会議録第十八号

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

1

官 報 (号 外)

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案及び同報告書

四

間一丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、中央五丁目、中央六丁目、中央七丁目、中央八丁目、銚子口、道口蛭田、道順川戸、豊野町一丁目、豊野町二丁目、豊野町三丁目、武里中野、新方袋、西八木崎一丁目、西八木崎二丁目、西八木崎三丁目、八丁目、花積、浜川戸一丁目、浜川戸二丁目、樋掘、樋籠、備後西一丁目、備後西二丁目、備後西三丁目、備後西四丁目、備後西五丁目、備後東一丁目、備後東二丁目、備後東三丁目、備後東四丁目、備後東五丁目、備後東六丁目、備後東七丁目、備後東八丁目、藤塚、不動院野、本田町一丁目、本田町二丁目、増富、増戸、増田新田、緑町一丁目、緑町二丁目、緑町三丁目、緑町四丁目、緑町五丁目、緑町六丁目、南一丁目、南二丁目、南三丁目、南四丁目、南五丁目、南栄町、南中曾根、八木崎町、谷原一丁目、谷原二丁目、谷原三丁目、谷原新田、豊町一丁目、豊町二丁目、豊町三丁目、豊町四丁目、豊町五丁目、豊町六丁目、六軒町
久喜市管内
本庁管内
久喜市
第十四区
春日部市
第十三区に属しない区域
久喜市

船橋市西船橋出張所管内
五区
川市
本庄管内
市川二丁目、市川二丁目、市川三丁目、
市川南一丁目、市川南二丁目、市川南三
丁目、市川南四丁目、市川南五丁目、真
間一丁目、真間二丁目、真間三丁目、新
田一丁目、新田二丁目、新田三丁目、新
田四丁目、新田五丁目、平田一丁目、平
田二丁目、平田三丁目、平田四丁目、大
洲一丁目、大洲二丁目、大洲三丁目、大
洲四丁目、大和田一丁目、大和田二丁
目、大和田三丁目、大和田四丁目、大和
田五丁目、東大和田一丁目、東大和田二
丁目、稻荷木一丁目、稻荷木二丁目、稻
荷木三丁目、八幡一丁目、八幡二丁目、
八幡三丁目、八幡四丁目、八幡五丁目、
八幡六丁目、南八幡一丁目、南八幡二丁
目、南八幡三丁目、南八幡四丁目、南八
幡五丁目、菅野一丁目、菅野二丁目、菅
野三丁目、菅野四丁目、菅野五丁目、菅
野六丁目、東菅野一丁目、東菅野二丁
目、東菅野三丁目、鬼越一丁目、鬼越二
丁目、鬼高一丁目、鬼高二丁目、鬼高三
丁目、若宮一丁目、若宮二丁目、若宮三
丁目、北方一丁目、北方二丁目、北方三
丁目、本北方一丁目、本北方二丁目、本北
方三丁目、北方町四丁目、東浜一丁目、田
尻、田尻一丁目、田尻二丁目、田尻三

典	行徳支所管内
第六区	市川市
浦安市	第五区に属しない区域
松戸市	第六区に属しない区域
本庁管内	第六区に属しない区域
常盤平支所管内	第六区に属しない区域
六実支所管内	第六区に属しない区域
矢切支所管内	第六区に属しない区域
東部支所管内	第六区に属しない区域
第七区	第七区
柏市	野田市
松戸市	野田市
第八区	流山市
本庁管内	流山市
田中出張所管内	田中出張所管内
増尾出張所管内	増尾出張所管内
富勢出張所管内	富勢出張所管内
光ヶ丘出張所管内	光ヶ丘出張所管内
豊四季台出張所管内	豊四季台出張所管内
南部出張所管内	南部出張所管内
西原出張所管内	西原出張所管内

平成二十五年四月二十三日

衆議院会議録第十八号

衆議院小選挙区選出議員の選挙区间における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

第三十区	豊島区
第九区内に属しない区域	
第十一区	練馬区
第十二区	板橋区
足立区	足立区
入谷町、入谷一丁目、入谷二丁目、入谷三 丁目、入谷四丁目、入谷五丁目、入谷六丁 目、入谷七丁目、入谷八丁目、入谷九丁 目、扇一丁目、扇二丁目、扇三丁目、興野 一丁目、興野二丁目、小台一丁目、小台三 丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、江北一丁 目、江北二丁目、江北三丁目、江北四丁目、 江北五丁目、江北六丁目、江北七丁目、 皿沼一丁目、皿沼二丁目、皿沼三丁目、 鹿浜一丁目、鹿浜二丁目、鹿浜三丁目、 鹿浜四丁目、鹿浜五丁目、鹿浜六丁目、 鹿浜七丁目、鹿浜八丁目、新田一丁 目、新田二丁目、新田三丁目、椿一丁目、 椿二丁目、舍人公園、舍人町、舍人二丁 目、舍人三丁目、舍人四丁目、舍人五丁 目、舍人六丁目、西新井榮町 三丁目、西新井本町一丁目、西新井本町二 丁目、西新井本町三丁目、西新井本町四丁	
第十一区	関町東二丁目
第十二区	関町南四丁目、上石神井南町、立野 町、上石神井一丁目、上石神井二丁目、上 石神井三丁目、上石神井四丁目、関町東二 丁目、関町東二丁目

足立区	第十三区
第十二区に属しない区域	
墨田区	第十四区
荒川区	第十五区
江東区	第十六区
江戸川区	江戸川区
葛飾区	第十七区
江戸川区	江戸川区
小平市	第十八区
府中市	武藏野市
小金井市	第十九区
国分寺市	国立市

第一区	横浜市	中子区	磯子区	金沢区
第二区	立川市	昭島市	清瀬市	東村山市
第三区	三鷹市	調布市	東久留米市	東大和市
第四区	田中市	狛江市	武藏村山市	西東京市
第五区	青梅市	稻城市	日野市	第二十区
第六区	八王子市	多摩市	第二十三区	
第七区	あきる野市	羽村市	町田市	
第八区	福生市	福生市	第三十四区	
第九区	西多摩郡	神奈川	青梅市	第二十五区

官 報 (号 外)

第九区	川崎市	多摩区
第十区	川崎市	麻生区
中原区	新丸子町、新丸子東一丁目、新丸子東二 丁目、新丸子東三丁目、丸子通一丁目、上 丸子通二丁目、上丸子山王町一丁目、上 丸子山王町二丁目、上丸子八幡町、上丸 子天神町、小杉町一丁目、小杉町三丁 目、小杉町三丁目、小杉御殿町一丁目、 小杉御殿町二丁目、小杉陣屋町一丁目、 小杉陣屋町二丁目、等々力、木月一丁 目、木月二丁目、木月三丁目、木月四丁 目、西加瀬、木月祇園町、木月伊勢町、 木月大町、木月住吉町、荔宿、大倉町、 市ノ坪、今井上町、今井仲町、今井南 町、今井、今井西町、井田一丁目、井田 二丁目、井田三丁目、井田三舞町、井田 杉山町、井田中ノ町、上平間、田尻町、 北谷町、中丸子、下沼部、上丸子、小杉 第十一区	新丸子町、新丸子東一丁目、新丸子東二 丁目、新丸子東三丁目、丸子通一丁目、上 丸子通二丁目、上丸子山王町一丁目、上 丸子山王町二丁目、上丸子八幡町、上丸 子天神町、小杉町一丁目、小杉町三丁 目、小杉町三丁目、小杉御殿町一丁目、 小杉御殿町二丁目、小杉陣屋町一丁目、 小杉陣屋町二丁目、等々力、木月一丁 目、木月二丁目、木月三丁目、木月四丁 目、西加瀬、木月祇園町、木月伊勢町、 木月大町、木月住吉町、荔宿、大倉町、 市ノ坪、今井上町、今井仲町、今井南 町、今井、今井西町、井田一丁目、井田 二丁目、井田三丁目、井田三舞町、井田 杉山町、井田中ノ町、上平間、田尻町、 北谷町、中丸子、下沼部、上丸子、小杉
第十三区	藤沢市	横須賀市
第十二区	三浦市	高座郡
第十一区	大和市	大和市

海老名市	座間市	綾瀬市
第十四区	相模原市	緑区
相原一丁目、相原二丁目、相原三 丁目、相原四丁目、相原五丁目、相原六 丁目、大島、大山町、上九沢、下九沢、 田名、西橋本一丁目、西橋本二丁目、西 橋本三丁目、西橋本四丁目、西橋本五丁 目、二本松一丁目、二本松二丁目、二本 松三丁目、二本松四丁目、橋本一丁目、 橋本二丁目、橋本三丁目、橋本四丁目、 橋本五丁目、橋本六丁目、橋本七丁目、 橋本八丁目、橋本台一丁目、橋本台二丁 目、橋本台三丁目、橋本台四丁目、東橋 本一丁目、東橋本二丁目、東橋本三丁 目、東橋本四丁目、元橋本町		
中央区		
南区		
旭町、鶴野森一丁目、鶴野森二丁目、鶴 野森三丁目、大野台一丁目、大野台二丁 目、大野台三丁目、大野台四丁目、大野 台五丁目、大野台六丁目、大野台七丁 目、大野台八丁目、上鶴間一丁目、上鶴 間二丁目、上鶴間三丁目、上鶴間四丁 目、上鶴間五丁目、上鶴間六丁目、上鶴 間七丁目、上鶴間八丁目、上鶴間本町一 丁目、上鶴間本町二丁目、上鶴間本町三 丁目、上鶴間本町四丁目、上鶴間本町五 丁目、上鶴間本町六丁目、上鶴間本町七 丁目、上鶴間本町八丁目、上鶴間本町九		

丁目、古淵二丁目、古淵三丁目、古淵三
丁目、古淵四丁目、古淵五丁目、古淵六
丁目、采町、相模大野一丁目、相模大野
二丁目、相模大野三丁目、相模大野四丁
目、相模大野五丁目、相模大野六丁目、
相模大野七丁目、相模大野八丁目、相模
大野九丁目、相南一丁目、相南二丁目、
相南三丁目、相南四丁目、西大沼一丁
目、西大沼二丁目、西大沼三丁目、西大
沼四丁目、西大沼五丁目、東大沼一丁
目、東大沼二丁目、東大沼三丁目、東大
沼四丁目、東林間一丁目、東林間二丁
目、東林間三丁目、東林間四丁目、東林
間五丁目、東林間六丁目、東林間七丁
目、東林間八丁目、文京一丁目、文京二
丁目、松が枝町、御園一丁目、御園二丁
目、御園三丁目、豊町、若松一丁目、若
松二丁目、若松三丁目、若松四丁目、若
松五丁目、若松六丁目

官 報 (号 外)

第一区	福井市	鳳珠島	鹿井郡	河内郡	かほく	羽咋郡	洲尾郡	輪島市	七尾市	能美郡	野々市	能美市	白山市	加賀市	小松市	砺波市	射水市	南砺市	高岡市	黒部市
第二区	福井市	郡	郡	郡	市	市	市	市	市	郡	市	市	市	市	市	市	市	市	市	下新川郡
第三区	福井市	縣																		中新川郡

平成二十五年四月二十三日

衆議院会議録第十八号

審議院設置選挙法一部を改正する法律案及び同報告書

の一部を改正する人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定

第一区	笛吹市	大月市	山梨市	都留市	甲斐市	中央市	西八代郡	中巨摩郡	南巨摩郡	北杜市	甲斐市	韋崎市	三方上中郡	三方下中郡	丹波郡	越前郡	立生郡	条纹郡	浜江郡	鯖江郡	敦賀市	小浜市	勝山市
第二区	吉田市	吉田市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
第三区																							

第一区	上高井郡	飯山市	中須坂市	須坂市	本庄管内	長野市	篠ノ井支所管内	長野市	松代支所管内	長野市	川中島支所管内	長野市	更北支所管内	長野市	七二会支所管内	長野市	信更支所管内	長野市	古里支所管内	長野市	柳原支所管内	長野市	浅川支所管内	長野市	大豆島支所管内	長野市	朝陽支所管内	長野市	安茂里支所管内	長野市	小田切支所管内	長野市	古牧支所管内	長野市	三輪支所管内	長野市	吉田支所管内	長野市	吉田支所管内
第二区																																							
第三区																																							

第一区に属しない区域	下伊那郡	上伊那郡	駒ヶ根市	伊那市	飯田市	第五区	木曽郡	諏訪郡	塩尻市	茅野市	諫早市	岡谷市	第一区	埴科郡	小県郡	北佐久郡	南佐久郡	東御市	千曲市	佐久市	上諸市	大町市	松本市	安曇野市	北安曇郡	東筑摩郡	上水内郡	下高井郡				

官報(号外)

		第一区		岐阜県	
岐阜市		本庁管内		岐阜市	
岐阜市役所西部事務所管内		岐阜市役所東部事務所管内		岐阜市	
岐阜市役所北部事務所管内		岐阜市役所南部東事務所管内		岐阜市	
岐阜市役所南部西事務所管内		岐阜市役所日光事務所管内		岐阜市	
第一区に属しない区域		第一区		第一区	
岐阜市		岐阜市		岐阜市	
第三区		第二区		第五区	
岐阜市		岐阜市		岐阜市	
第一区に属しない区域		第一区		第一区	
岐阜市		岐阜市		岐阜市	
第四区		第五区		第六区	
高山市		可児市		御前崎市	
美濃加茂市		飛騨市		御前崎支所管内	
第一区		郡下呂市		牧之原市	
岐阜市		郡上郡		榛原郡	
第一区		郡大野郡		天竜区	
岐阜市		郡多治見市		浜松市	
第一区		郡中津川市		第一区	
岐阜市		郡瑞浪市		静岡市	
第一区		郡恵那市		郡葵区	
岐阜市		郡土岐市		郡静岡区	
第一区		郡多治見市		郡第一区	
岐阜市		郡飛騨市		郡静岡区	
第一区		郡郡上郡		郡郡下郡	
岐阜市		郡郡大野郡		郡郡多治見市	
第一区		郡郡中津川市		郡郡瑞浪市	
岐阜市		郡郡恵那市		郡郡土岐市	
第一区		郡郡多治見市		郡郡静岡市	
岐阜市		郡郡飛騨市		郡郡郡上郡	
第一区		郡郡郡大野郡		郡郡郡多治見市	
岐阜市		郡郡郡中津川市		郡郡郡瑞浪市	
第一区		郡郡郡恵那市		郡郡郡土岐市	
岐阜市		郡郡郡多治見市		郡郡郡静岡市	
第一区		郡郡郡飛騨市		郡郡郡郡上郡	
岐阜市		郡郡郡郡大野郡		郡郡郡郡多治見市	
第一区		郡郡郡郡中津川市		郡郡郡郡瑞浪市	
岐阜市		郡郡郡郡恵那市		郡郡郡郡土岐市	
第一区		郡郡郡郡多治見市		郡郡郡郡静岡市	
岐阜市		郡郡郡郡飛騨市		郡郡郡郡郡上郡	
第一区		郡郡郡郡郡大野郡		郡郡郡郡郡多治見市	
岐阜市		郡郡郡郡郡中津川市		郡郡郡郡郡瑞浪市	
第一区		郡郡郡郡郡恵那市		郡郡郡郡郡土岐市	
岐阜市		郡郡郡郡郡多治見市		郡郡郡郡郡静岡市	
第一区		郡郡郡郡郡飛騨市		郡郡郡郡郡郡上郡	
岐阜市		郡郡郡郡郡郡大野郡		郡郡郡郡郡郡多治見市	
第一区		郡郡郡郡郡郡中津川市		郡郡郡郡郡郡瑞浪市	
岐阜市		郡郡郡郡郡郡恵那市		郡郡郡郡郡郡土岐市	
第一区		郡郡郡郡郡郡多治見市		郡郡郡郡郡郡静岡市	
岐阜市		郡郡郡郡郡郡飛騨市		郡郡郡郡郡郡郡上郡	
第一区		郡郡郡郡郡郡郡大野郡		郡郡郡郡郡郡郡多治見市	
岐阜市		郡郡郡郡郡郡郡中津川市		郡郡郡郡郡郡郡瑞浪市	
第一区		郡郡郡郡郡郡郡恵那市		郡郡郡郡郡郡郡土岐市	
岐阜市		郡郡郡郡郡郡郡多治見市		郡郡郡郡郡郡郡静岡市	
第一区		郡郡郡郡郡郡郡飛騨市		郡郡郡郡郡郡郡郡上郡	
岐阜市		郡郡郡郡郡郡郡郡大野郡		郡郡郡郡郡郡郡郡多治見市	
第一区		郡郡郡郡郡郡郡郡中津川市		郡郡郡郡郡郡郡郡瑞浪市	
岐阜市		郡郡郡郡郡郡郡郡恵那市		郡郡郡郡郡郡郡郡土岐市	
第一区		郡郡郡郡郡郡郡郡多治見市		郡郡郡郡郡郡郡郡静岡市	
岐阜市		郡郡郡郡郡郡郡郡飛騨市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡上郡	
第一区		郡郡郡郡郡郡郡郡郡大野郡		郡郡郡郡郡郡郡郡郡多治見市	
岐阜市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡中津川市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡瑞浪市	
第一区		郡郡郡郡郡郡郡郡郡恵那市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡土岐市	
岐阜市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡多治見市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡静岡市	
第一区		郡郡郡郡郡郡郡郡郡飛騨市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡上郡	
岐阜市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡大野郡		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡多治見市	
第一区		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡中津川市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡瑞浪市	
岐阜市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡恵那市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡土岐市	
第一区		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡多治見市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡静岡市	
岐阜市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡飛騨市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡上郡	
第一区		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡大野郡		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡多治見市	
岐阜市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡中津川市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡瑞浪市	
第一区		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡恵那市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡土岐市	
岐阜市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡多治見市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡静岡市	
第一区		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡飛騨市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡上郡	
岐阜市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡大野郡		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡多治見市	
第一区		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡中津川市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡瑞浪市	
岐阜市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡恵那市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡土岐市	
第一区		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡多治見市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡静岡市	
岐阜市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡飛騨市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡上郡	
第一区		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡大野郡		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡多治見市	
岐阜市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡中津川市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡瑞浪市	
第一区		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡恵那市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡土岐市	
岐阜市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡多治見市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡静岡市	
第一区		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡飛騨市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡上郡	
岐阜市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡大野郡		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡多治見市	
第一区		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡中津川市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡瑞浪市	
岐阜市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡恵那市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡土岐市	
第一区		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡多治見市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡静岡市	
岐阜市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡飛騨市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡上郡	
第一区		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡大野郡		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡多治見市	
岐阜市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡中津川市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡瑞浪市	
第一区		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡恵那市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡土岐市	
岐阜市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡多治見市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡静岡市	
第一区		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡飛騨市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡上郡	
岐阜市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡大野郡		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡多治見市	
第一区		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡中津川市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡瑞浪市	
岐阜市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡恵那市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡土岐市	
第一区		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡多治見市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡静岡市	
岐阜市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡飛騨市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡上郡	
第一区		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡大野郡		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡多治見市	
岐阜市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡中津川市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡瑞浪市	
第一区		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡恵那市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡土岐市	
岐阜市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡多治見市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡静岡市	
第一区		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡飛騨市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡上郡	
岐阜市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡大野郡		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡多治見市	
第一区		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡中津川市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡瑞浪市	
岐阜市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡恵那市		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡土岐市	
第一区		郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡			

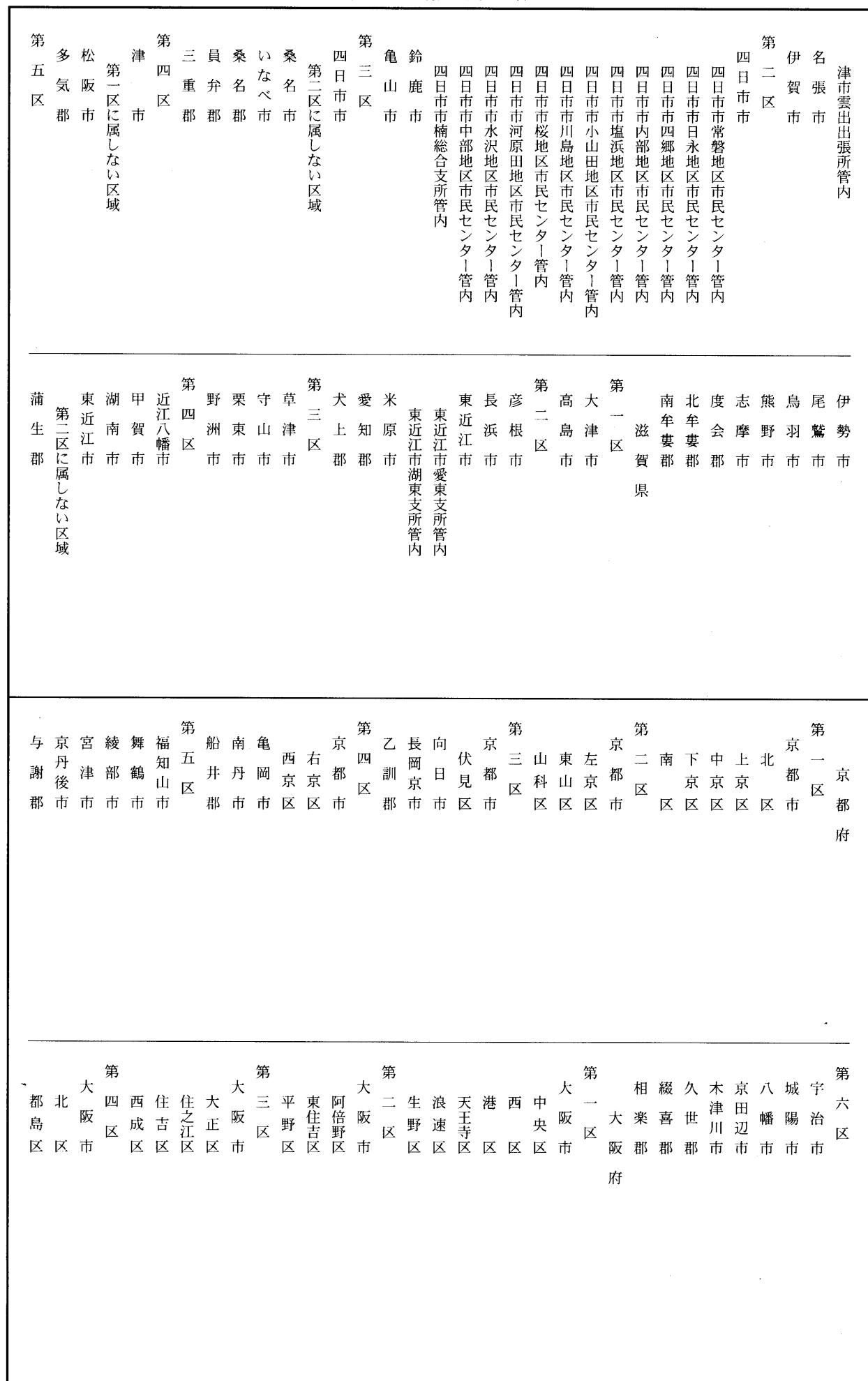
官 報 (号 外)

天竜区	第三区に属しない区域
湖西市	第八区
浜松市	中区
第七区に属しない区域	第七区
愛知県	第一区
名古屋市	東区
守山区	南北区
千種区	中区
名東区	西北区
昭和区	東区
天白区	南区
瑞穂区	第四区
熱田区	第三区
名古屋市	第二区
名古屋市	第一区
第七区に属しない区域	第七区
愛知県	第七区
名古屋市	第六区
犬山市	第五区
瀬戸市	第五区
春日井市	第五区
小牧市	第五区
大府市	第五区
豊明市	第五区
尾張旭市	第五区
半田市	第五区
常滑市	第五区
知多郡	第五区
東海市	第五区
多摩市	第五区
長久手市	第五区
愛知郡	第五区
日進市	第五区
第八区	第九区
一宮市	第九区
本府管内	第九区
起、開明、上祖父江、北今、小信中島、西	第九区
三条、玉野、富田、西五城、西中野、西	第九区
中野番外、西萩原、蓮池、東五城	第九区
賀野井、明地、祐久、籠屋一丁目、籠屋二丁目、籠屋三丁目、籠屋四丁目、籠屋	第九区
第五区	第十区
名古屋市	第十区
第七区に属しない区域	第十区
豊田市	第十区
旭地域自治区	第十区
小原地域自治区	第十区
上郷地域自治区	第十区
猿投地域自治区	第十区
下山地域自治区	第十区
举母地域自治区	第十区
猿投地域自治区	第十区
高岡地域自治区	第十区
高橋地域自治区	第十区
藤岡地域自治区	第十区
松平地域自治区	第十区
みよし市	第十区
碧南市	第十三区
岡崎市	第十二区
額田郡	第十二区
西尾市	第十二区
津市	第一区
本府管内	第一区
津市河芸総合支所管内	第一区
津市芸濃総合支所管内	第一区
津市美里総合支所管内	第一区
津市安濃総合支所管内	第一区
津市高野尾出張所管内	第一区
津市大里出張所管内	第一区
津市一身田出張所管内	第一区
津市白塚出張所管内	第一区
津市栗真出張所管内	第一区
津市安東出張所管内	第一区
津市櫛形出張所管内	第一区
津市片田出張所管内	第一区
津市神戸出張所管内	第一区
津市藤水出張所管内	第一区
津市高茶屋出張所管内	第一区
刈谷市	第十四区
立川市	第十四区
高浜市	第十四区
豊田市	第十四区
新城市	第十五区
北設楽郡	第十五区
田原市	第十五区
豊橋市	第十五区
三重県	第十五区
津市	第十一区
本府管内	第十一区
津市栗真出張所管内	第十一区
津市安東出張所管内	第十一区
津市神戸出張所管内	第十一区
津市藤水出張所管内	第十一区
津市高茶屋出張所管内	第十一区
刈谷市	第十一区
立川市	第十一区
高浜市	第十一区
豊田市	第十一区
新城市	第十一区
北設楽郡	第十一区
田原市	第十一区
豊橋市	第十一区
三重県	第十一区
津市	第十五区
本府管内	第十五区
津市栗真出張所管内	第十五区
津市安東出張所管内	第十五区
津市神戸出張所管内	第十五区
津市藤水出張所管内	第十五区
津市高茶屋出張所管内	第十五区
刈谷市	第十五区
立川市	第十五区
高浜市	第十五区
豊田市	第十五区
新城市	第十五区
北設楽郡	第十五区
田原市	第十五区
豊橋市	第十五区
三重県	第十五区

平成二十五年四月二十三日

衆議院會議錄第十八号

—



官 報 (号 外)

第五区 大阪市 東成区 福島区
城東区 寝屋川市 此花区
西淀川区 第六区 大阪市
東淀川区 旭区
第七区 摂津市 吹田市
鶴見区 守口市
真宗市 門守区
第八区 中市 丰中市
木本市 荻面市
能郡 箕面市
第十区 高槺市 三島郡
枚方市 岛本市
交野市 第十一区
第十二区

The diagram illustrates the administrative divisions of the 13th, 14th, and 15th districts of Osaka City. The 13th district (東大阪市) includes the northern part of the city. The 14th district (四條畷市) includes the eastern part. The 15th district (大東市) includes the southern part. The 13th district is divided into Nishihigashimura (西高石村), Higashimura (東高石村), and Minamimura (南高石村). The 14th district is divided into Sakai (堺市) and Kita (北区). The 15th district is divided into Sakai (堺市), Minamimura (南区), and Minamisakai (南堺市).

第十九区
貝塚市 泉佐野市 泉南市 泉南市 泉阪市 泉泉市
第一区 戸戸中央市 戸戸東灘市 戸戸中灘市 戸戸北兵庫市 戸戸長田区 戸戸水磨区 戸戸垂須区 戸戸西四
第九区 神戸市
第十五区 豊岡市 岡崎市 田舎町市 田舎町市 田舎町市 田舎町市 田舎町市 田舎町市 田舎町市 田舎町市 田舎町市 田舎町市

第六区	伊丹市	養父市	丹波市	朝来市	川辺郡	美方郡	篠山市
第七区	宝塚市	川西市	芦屋市	西宮市	尼崎市	洲本市	南あわじ市
第八区	市	市	市	市	市	市	市
第九区	市	市	市	市	市	市	市
第十区	市	市	市	市	市	市	市
第十一区	市	市	市	市	市	市	市
姬路市	相野、青山、青山二丁目、青山二丁目、青山三丁目、青山四丁目、青山五丁目、青山六丁目、青山北一丁目、青山北二丁目、青山北三丁目、青山西一丁目、青山西二丁目、青山西三丁目、青山西四丁目、青山五丁目、青山南一丁目、青山南二丁目、青山南三丁目、青山南四丁目、朝日町、阿	高砂市	加古郡	加古川市	淡路市	明石市	洲本市

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

官報(号外)

保、網干区網干浜、網干区大江島、網干区
大江島寺前町、網干区大江島古川町、網干
区興浜、網干区垣内北町、網干区垣内中
町、網干区垣内西町、網干区垣内東町、網
干区垣内本町、網干区垣内南町、網干区北
新在家、網干区坂出、網干区坂上、網干区
新在家、網干区田井、網干区高田、網干区
津市場、網干区浜田、網干区福井、網干区
宮内、網干区余子浜、網干区和久、嵐山
町、飯田、飯田一丁目、飯田二丁目、飯田
三丁目、生野町、石倉、市川台一丁目、市
川台二丁目、市川台三丁目、市川橋通二丁
目、市川橋通三丁目、市之郷、市之郷町一
丁目、市之郷町二丁目、市之郷町三丁目、
市之郷町四丁目、伊伝居、威徳寺町、井ノ
口、今宿、岩端町、魚町、打越、梅ヶ枝
町、梅ヶ谷町、駅前町、太市中、大塩町、
大塩町大塩二丁目、大塩町大塩三丁目、大
塩町大塩三丁目、大塩町大塩三丁目、大津
区大津町一丁目、大津区大津町二丁目、大
塩町大塩三丁目、大塩町宮前、大津区恵美
酒町一丁目、大津区恵美酒町二丁目、大津
区大津町一丁目、大津区大津町二丁目、大
塩町大塩三丁目、大津区勘兵衛町一丁目、
大津区勘兵衛町二丁目、大津区勘兵衛町二
丁目、大津区勘兵衛町三丁目、大津区勘兵
衛町四丁目、大津区天神町二丁目、大津
区北天満町、大津区吉美、大津区新町一丁
目、大津区新町二丁目、大津区天神町二丁
目、大津区天神町二丁目、大津区天満、大
津区長松、大津区西土井、大津区平松、大
津区真砂町、大野町、岡町、奥山、
鍾町、柿山伏、鍛冶町、片田町、刀出、刀
出柴立町、勝原区朝日谷、勝原区大谷、勝
原区勝原町、勝原区勝山町、勝原区熊兒

勝原区下太田、勝原区宮田、勝原区山戸、
勝原区丁、金屋町、兼田、上大野一丁目、
上大野二丁目、上大野三丁目、上大野四丁
目、上大野五丁目、上大野六丁目、上大野
七丁目、上片町、上手野、神屋町、神屋町
一丁目、神屋町二丁目、神屋町三丁目、神
屋町四丁目、神屋町五丁目、神屋町六丁
目、亀井町、亀山、亀山一丁目、亀山二丁
目、川西、川西台、神田町一丁目、神田町
二丁目、神田町三丁目、神田町四丁目、北
新在家三丁目、北原、北平野一丁目、北平
野二丁目、北平野三丁目、北平野四丁目、
北平野五丁目、北平野六丁目、北平野奥垣
内、北平野台町、北平野南の町、北八代一
丁目、北八代二丁目、北夢前台一丁目、北
夢前台二丁目、木場、木場十八反町、木場
前中町、木場前七反町、京口町、京町一丁
目、京町二丁目、京町三丁目、楠町、久保
町、栗山町、車崎一丁目、車崎二丁目、車
崎三丁目、景福寺前、国府寺町、五軒邸一
丁目、五軒邸二丁目、五軒邸三丁目、五軒
邸四丁目、小姓町、琴岡町、古ニ階町、河
間町、吳服町、米屋町、小利木町、五郎右
衛門邸、紺屋町、西庄、材木町、幸町、堺
町、坂田町、坂元町、定元町、三左衛門堀
西の町、三左衛門堀東の町、三条町一丁
目、三条町二丁目、塩町、飾磨区英賀、飾
磨区英賀春日町一丁目、飾磨区英賀春日
町二丁目、飾磨区英賀清水町一丁目、飾磨
区北天神、飾磨区英賀清水町三丁目、
磨区付城一丁目、飾磨区付城二丁目、飾磨
区天神、飾磨区都倉一丁目、飾磨区都倉二
目、飾磨区英賀西町一丁目、飾磨区英賀西

町二丁目、飾磨区英賀西町三丁目、飾磨区
英賀東町一丁目、飾磨区英賀東町二丁目、
飾磨区英賀保駿前町、飾磨区英賀宮台、飾
磨区英賀宮町一丁目、飾磨区英賀宮町二丁
目、飾磨区阿成、飾磨区阿成植木、飾磨区
阿成鹿古、飾磨区阿成下垣内、飾磨区阿成
中垣内、飾磨区阿成渡場、飾磨区今在家、
飾磨区今在家三丁目、飾磨区今在家三丁
目、飾磨区今在家四丁目、飾磨区今在家五
丁目、飾磨区今在家六丁目、飾磨区今在家
七丁目、飾磨区今在家北二丁目、飾磨区今
在家北二丁目、飾磨区今在家北三丁目、飾
磨区構入船町、飾磨区恵美酒、飾磨区大浜、
飾磨区柏谷新町、飾磨区構、飾磨区構二丁
目、飾磨区構三丁目、飾磨区構三丁目、飾
磨区構四丁目、飾磨区構五丁目、飾磨区鎌
倉町、飾磨区上野田一丁目、飾磨区上野田
二丁目、飾磨区上野田三丁目、飾磨区上野
田四丁目、飾磨区上野田五丁目、飾磨区上
野田六丁目、飾磨区龟山、飾磨区加茂、飾
磨区加茂北、飾磨区加茂東、飾磨区加茂
南、飾磨区御幸、飾磨区采町、飾磨区三和
町、飾磨区思案橋、飾磨区清水、飾磨区清
水一丁目、飾磨区清水二丁目、飾磨区清水
三丁目、飾磨区下野田一丁目、飾磨区下野
田二丁目、飾磨区下野田三丁目、飾磨区下
野田四丁目、飾磨区城南町一丁目、飾磨区
城南町二丁目、飾磨区城南町三丁目、飾磨
区須加、飾磨区高町、飾磨区高町一丁目、
飾磨区高町二丁目、飾磨区蓼野町、飾磨区
城東町、城東町京口台、城東町五軒屋、城
東町清水、城東町竹之門、城東町中河原、
城東町野田、城東町毘沙門、城北新町一丁
目、城北新町二丁目、城北新町三丁目、城

官 報 (号 外)

目、書写台三丁目、白国、白国一丁目、書写台二丁目、
国二丁目、白国三丁目、白国四丁目、白国
五丁目、白浜町、白浜町宇佐崎北二丁目、
白浜町宇佐崎北二丁目、白浜町宇佐崎北三
丁目、白浜町宇佐崎中二丁目、白浜町宇佐
崎中二丁目、白浜町宇佐崎中三丁目、白浜
町宇佐崎南一丁目、白浜町宇佐崎南二丁
目、白浜町神田一丁目、白浜町神田二丁
目、白浜町寺家一丁目、白浜町寺家二丁
目、白浜町灘浜 白銀町、城見台一丁目、
城見台二丁目、城見台三丁目、城見台四丁
目、城見町、新在家、新在家一丁目、新在
家二丁目、新在家三丁目、新在家四丁目、
新在家中的町、新在家本町一丁目、新在家
本町二丁目、新在家本町三丁目、新在家本
町四丁目、新在家本町五丁目、新在家本町
六丁目、神和町、菅生台、總社本町、大黒
堀町、大寿台一丁目、大寿台二丁目、大
善町、田井台、高岡新町、高尾町、鷹匠
町、竹田町、龍野町一丁目、龍野町二丁
目、龍野町三丁目、龍野町四丁目、龍野町
五丁目、龍野町六丁目、立町、田寺一丁
目、田寺二丁目、田寺三丁目、田寺四丁
目、田寺五丁目、田寺六丁目、田寺七丁
目、田寺八丁目、田寺東一丁目、田寺東二
丁目、田寺東三丁目、田寺東四丁目、田寺
町、繼、佃町、辻井一丁目、辻井二丁目、
玉手三丁目、玉手四丁目、地内町、中地、
中地南町、町田、町坪、町坪南町、千代田
町、玉手、玉手一丁目、玉手二丁目、
辻井三丁目、辻井四丁目、辻井五丁目、辻
井六丁目、辻井七丁目、辻井八丁目、辻井

九丁目、土山一丁目、土山二丁目、土山三丁目、土山四丁目、土山五丁目、土山六丁目、土山七丁目、土山東の町、手柄、手柄二丁目、手柄三丁目、天神町、東郷町、同心町、豆腐町、砥堀、苦編、苦編南一丁目、苦編南二丁目、豊沢町、豊富町甲丘二丁目、豊富町甲丘三丁目、豊富町甲丘三丁目、豊富町甲丘四丁目、豊富町神谷、豊富町豊富、豊富町御蔭、名古山町、南条、南条一丁目、南条二丁目、南条三丁目、二階町、西今宿二丁目、西今宿三丁目、西今宿三丁目、西今宿四丁目、西今宿五丁目、西今宿六丁目、西今宿七丁目、西今宿八丁目、西駅前町、西新在家一丁目、西新在家二丁目、西新在家三丁目、西新町、西大寿台、西中島、西二階町、西延末、西八代町、西夢前台二丁目、西夢前台三丁目、西夢前台三丁目、西脇、仁農野、農人町、南畠町、南畠町一丁目、南畠町二丁目、野里、野里上野町一丁目、野里上野町二丁目、野里慶雲寺前町、野里新町、野里月丘町、野里寺町、野里中町、野里東同心町、野里東町、野里堀留町、野里大和町、延末、延末二丁目、白鳥台二丁目、白鳥台三丁目、白鳥台三丁目、博労町、橋之町、花影町一丁目、花影町二丁目、花影町三丁目、花影町四丁目、花田町一本松、花田町小川、花田町加納原田、花田町上原田、花田町高木、花田町勅貢、林田町大堤、林田町奥佐見、林田町上伊勢、林田町上構、林田町中山下、林田町林田、林田町林谷、林

田町松山、林田町六九谷、林田町八幡、林
東今宿三丁目、東今宿一丁目、東今宿二丁目、
東今宿六丁目、東駿前町、東辻井一丁目、
東辻井二丁目、東辻井三丁目、東辻井四
丁目、東延末、東延末一丁目、東延末二
丁目、東延末三丁目、東延末四丁目、東延
末五丁目、東山、東夢前台一丁目、東夢前
台二丁目、東夢前台三丁目、日出町一丁
目、日出町二丁目、日出町三丁目、平野
町、広畑区吾妻町一丁目、広畑区吾妻町二
丁目、広畑区吾妻町三丁目、広畑区大町一
丁目、広畑区大町二丁目、広畑区大町三丁
目、広畑区蒲田、広畑区蒲田一丁目、広畑
区蒲田二丁目、広畑区蒲田三丁目、広畑区
蒲田四丁目、広畑区蒲田五丁目、広畑区北
河原町、広畑区北野町一丁目、広畑区北野
町二丁目、広畑区京見町、広畑区小坂、広
畑区小松町一丁目、広畑区小松町二丁目、
広畑区小松町三丁目、広畑区小松町四丁
目、広畑区才、広畑区清水町一丁目、広畑
区清水町二丁目、広畑区清水町三丁目、広
畑区城山町、広畑区末広町一丁目、広畑区
末広町二丁目、広畑区末広町三丁目、広畑
区正門通一丁目、広畑区正門通二丁目、広
畑区正門通三丁目、広畑区正門通四丁目、
広畑区高浜町一丁目、広畑区高浜町二丁
目、広畑区高浜町三丁目、広畑区高浜町四
丁目、広畑区鶴町一丁目、広畑区鶴町二丁
目、広畑区西夢前台五丁目、広畑区西夢前
台六丁目、広畑区西夢前台七丁目、広畑区

西夢前台八丁目、広畑区則直、広畑区早瀬
瀬町三丁目、広畑区早瀬町二丁目、
東新町二丁目、広畑区東新町一丁目、
東新町三丁目、
区東夢前台四丁目、広畑区富士町、広畑区
本町一丁目、広畑区本町二丁目、
町三丁目、
五丁目、
二丁目、
町三丁目、
五丁目、
目、
町、
町、
丘町、
船津町、
船橋町四丁目、
六丁目、
町小林、
別所町佐土、
目、
所町佐土新、
目、
目、
町、
本町、
増位本町一丁目、
御立北一丁目、
御立北二丁目、
御立北三丁目、
御立北四丁目、
二丁目、
御立中三丁目、
御立中四丁目、
御

官 報 (号 外)

立中五丁目、御立中六丁目、御立中七丁目、御立中八丁目、御立西一丁目、御立西二丁目、御立西三丁目、御立西四丁目、御立西五丁目、御立西六丁目、御立東一丁目、御立東二丁目、御立東三丁目、御立東四丁目、御立東五丁目、御立東六丁目、緑台一丁目、緑台二丁目、南今宿、南駅前町、南車崎一丁目、南車崎二丁目、南新在家、南町、南八代町、宮上町一丁目、宮上町二丁目、宮西町一丁目、宮西町二丁目、宮西町三丁目、宮西町四丁目、睦町、元塩町、元町、八家、八木町、八代、八代東光寺町、八代本町一丁目、八代本町二丁目、八代緑ヶ丘町、八代宮前町、安田一丁目、安田二丁目、安田三丁目、安田四丁目、柳町、山田町北山田、山田町多田、山田町西吉田町、米田町、余部区上川原、余部区上余部、余部区下余部、六角、若菜町一丁目、若菜町二丁目、綿町

第十二区

姫路市

第十一区に属しない区域

佐用郡
赤穂郡
揖保郡
神崎郡
たつの市

第一区 和歌山市 山県	第二区 奈良市 本府管内 奈良市西部出張所管内 奈良市北部出張所管内 奈良市東部出張所管内 奈良市月ヶ瀬行政センター管内	第三区 大和郡山市 天理市 第一区に属しない区域	第四区 北葛城郡 御所市 磐城市 葛城市 香芝市 生駒郡 山邊市 有田郡 岩出市 紀の川市
-------------------	--	-----------------------------------	---

第一区 日野市 西伯郡 北栄町 琴浦湯梨浜町	第二区 東境米子市 東伯郡 港子市 三朝町 岩美郡 倉吉郡 新田市 伊都郡 海草郡 紀の川市	第三区 東八伯郡 頭美郡 吉取郡 有田市 岩辺市 岩出市 桥本市	第二区 日高郡 高宮郡 宮市 伊豆郡 伊豆郡 伊豆郡 伊豆郡
------------------------------------	--	---	---

第一区 北区 北区役所建部支所管内	第二区 岡山市 岡山県 第一区に属しない区域	第二区 鹿足郡 飯石郡 飯石郡 益田市 大田市 浜田市 仁多郡 隠岐郡 仁多郡 隐岐郡	第一区 雲南省大東総合センター管内 雲南省加茂総合センター管内 雲南省木次総合センター管内
-------------------------	---------------------------------	---	--

官 報 (号 外)

南 区

吉備中央町役場井原出張所管内

青江六丁目、あけぼの町、泉田、泉田一
 丁目、泉田二丁目、泉田三丁目、泉田四
 丁目、泉田五丁目、内尾、浦安西町、浦
 安本町、浦安南町、大福、海岸通一丁
 目、海岸通二丁目、古新田、市場一丁
 目、市場二丁目、下中野、新福一丁目、
 新福二丁目、新保、洲崎一丁目、洲崎二
 丁目、洲崎三丁目、妹尾、妹尾崎、曾
 根、立川町、築港栄町、築港新町一丁
 目、築港新町二丁目、築港ひかり町、築
 港緑町一丁目、築港緑町二丁目、築港綠
 町三丁目、築港元町、千鳥町、当新田、
 富浜町、豊成一丁目、豊成二丁目、豊成
 三丁目、豊浜町、中畦、並木町一丁目、
 並木町二丁目、南輝二丁目、南輝二丁
 目、南輝三丁目、西市、西畦、浜野二丁
 島一丁目、福島二丁目、福島三丁目、福
 島四丁目、福田、福富中一丁目、福富中
 二丁目、福富西一丁目、福富西二丁目、
 福富西三丁目、福富東一丁目、福富東二
 丁目、福成一丁目、福成二丁目、福成三
 丁目、福浜町、福浜西町、福吉町、藤
 田、松浜町、万倍、箕島、三浜町一丁
 目、三浜町二丁目、山田、米倉、若葉町
 広面、上加茂、下加茂、美原、加茂市
 場、高谷、平岡、上野、竹部、上田
 東、細田、三納谷、上田西、円城、案
 田、高富、神瀬、船津、小森
 加賀郡
 吉備中央町
 本府管内
 広島市
 南区
 東区
 中区
 北区

第二区
岡山市

北 区

第一区に属しない区域

本府管内

南 区

第一区に属しない区域

玉野市

瀬戸内市

岡山市

東区

第二区に属しない区域

津山市

備前市

赤磐市

真庭市

本府管内

第三区
真庭市勝山支局管内

真庭市蒜山振興局管内

真庭市落合支局管内

真庭市美甘支局管内

真庭市湯原支局管内

美作市

久英勝 苦真和美
米田田田田田
郡郡郡郡郡郡
市市市市市市

第四区
倉敷市

本府管内

倉敷市児島支所管内

倉敷市玉島支所管内

倉敷市水島支所管内

倉敷市庄支所管内

倉敷市茶屋町支所管内

第五区
都窪郡

第四区に属しない区域

第五区
倉敷市

第六区
笠岡市

第七区
井原市

第八区
高梁市

第九区
新見市

第十区
吉原市

第十一区
高梁市

第十二区
吉原市

第十三区
新見市

第十四区
吉原市

第十五区
新見市

第十六区
吉原市

第十七区
吉原市

第十八区
吉原市

第十九区
吉原市

第二十区
吉原市

第二十一区
吉原市

西 区
佐伯区

大竹市

廿日市市

江田島市

江田島市冲美支所管内

江田島市鹿川出張所管内

江田島市高田出張所管内

江田島市高田市

第 三 区
広島市

第四区
安芸高田市

第五区
安佐南区

第六区
安佐北区

第七区
山県郡

第八区
安芸区

第九区
三原市

第十区
三原市大和支所管内

第十一区
東広島市

第十二区
本府管内

第十三区
東広島市八本松出張所管内

第十四区
東広島市志和出張所管内

第十五区
東広島市高屋出張所管内

第十六区
東広島市黒瀬支所管内

第十七区
東広島市福富支所管内

第十八区
東広島市河内支所管内

第十九区
東広島市豊栄支所管内

第二十区
吳市

第二十一区
安芸郡

第二十二区
広島市

第二十三区
広島市

審議院設置法の一部を改正する法律に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定

官 報 (号 外)

竹原市	三原市	尾道市	江田島市	東広島市	尾道市役所瀬戸田支所管内
三原市本郷支所管内					
周南市鹿野総合支所管内					
周南市櫛浜支所管内					
周南市鼓南支所管内					
周南市久米支所管内					
周南市菊川支所管内					
周南市夜市支所管内					
周南市戸田支所管内					
周南市湯野支所管内					
周南市大津島支所管内					
周南市向道支所管内					
周南市長穂支所管内					
周南市須々万支所管内					
周南市中須支所管内					
周南市須金支所管内					
第一区に属しない区域					
第五区に属しない区域					
第六区	第七区	第八区	第九区	第十区	第十一区
三原市	三次市	庄原市	神石郡	下松市	岩国市
山口市	福山市	世羅郡	周南市	柳井市	光市
山口市山口総合支所管内	山口市	大島郡	周南市	大島郡	下松市
山口市小郡総合支所管内	宇部市	玖珂郡	吉野川市	柳井市	岩国市
山口市秋穂総合支所管内	山口市	熊毛郡	阿波市	阿波市	阿波市
山口市阿知須総合支所管内	萩美祢市	阿武郡	鳴門市	鳴門市	鳴門市
周防市	阿武郡	勝浦郡	海部郡	勝浦郡	勝浦郡
周南市	第一区に属しない区域	那賀郡	那賀郡	那賀郡	那賀郡
本府管内	第一区に属しない区域	西脇郡	西脇郡	西脇郡	西脇郡
本府管内	第一区に属しない区域	東郡	東郡	東郡	東郡
本府管内	第一区に属しない区域	郡	郡	郡	郡
第一区	第二区	第三区	第四区	第五区	第六区
高松市	高松市	高松市	下関市	下関市	下関市
本府管内	本府管内	本府管内	長門市	長門市	長門市
山田支所管内	山田支所管内	山田支所管内	德島市	德島市	德島市
鶴尾出張所管内	鶴尾出張所管内	鶴尾出張所管内	小松島市	小松島市	小松島市
古高松出張所管内	古高松出張所管内	古高松出張所管内	阿南市	阿南市	阿南市
屋島出張所管内	屋島出張所管内	屋島出張所管内	勝浦郡	勝浦郡	勝浦郡
前田出張所管内	前田出張所管内	前田出張所管内	名西郡	名西郡	名西郡
川添出張所管内	仲多度郡	仲多度郡	那賀郡	那賀郡	那賀郡
第一区	第二区	第三区	第四区	第五区	第六区
丸亀市	丸亀市	丸亀市	林出張所管内	林出張所管内	林出張所管内
善通寺市	善通寺市	善通寺市	三谷出張所管内	三谷出張所管内	三谷出張所管内
観音寺市	観音寺市	観音寺市	仏生山出張所管内	仏生山出張所管内	仏生山出張所管内
三豊市	三豊市	三豊市	香西出張所管内	香西出張所管内	香西出張所管内
第一区	第二区	第三区	第四区	第五区	第六区
坂出市	坂出市	坂出市	一宮出張所管内	一宮出張所管内	一宮出張所管内
木田郡	木田郡	木田郡	多肥出張所管内	多肥出張所管内	多肥出張所管内
綾歌郡	綾歌郡	綾歌郡	川岡出張所管内	川岡出張所管内	川岡出張所管内
さぬき市	さぬき市	さぬき市	円座出張所管内	円座出張所管内	円座出張所管内
東かがわ市	東かがわ市	東かがわ市	檀紙出張所管内	檀紙出張所管内	檀紙出張所管内
丸亀市	丸亀市	丸亀市	弦打出張所管内	弦打出張所管内	弦打出張所管内
綾歌市民総合センター管内	綾歌市民総合センター管内	綾歌市民総合センター管内	鬼無出張所管内	鬼無出張所管内	鬼無出張所管内
坂出市	坂出市	坂出市	下笠居出張所管内	下笠居出張所管内	下笠居出張所管内
木田郡	木田郡	木田郡	女木出張所管内	女木出張所管内	女木出張所管内
さぬき市	さぬき市	さぬき市	男木出張所管内	男木出張所管内	男木出張所管内
第一区	第二区	第三区	第四区	第五区	第六区

官 報 (号外)

第一区 愛媛県

松山市
本庁管内
桑原支所管内
道後支所管内
垣生支所管内
味生支所管内
三津浜支所管内
生石支所管内
堀江支所管内
余土支所管内
興居島支所管内
久米支所管内
湯山支所管内
伊台支所管内
浮穴支所管内
五明支所管内
久谷支所管内
松山市
第一区に属しない区域

第三区 新居浜市
西条市
四国中央市

第四区 大洲市
伊予市
喜多郡
宇和島市
八幡浜市

高知市
第一区
高知市
西宇和郡
北宇和郡
南宇和郡

上町一丁目、上町二丁目、上町三丁目、上
町四丁目、上町五丁目、本丁筋、水通町、
通町、唐人町、与力町、鷹匠町一丁目、鷹
匠町二丁目、本町一丁目、本町二丁目、本
町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、升
形、帶屋町一丁目、帶屋町二丁目、追手筋
一丁目、追手筋二丁目、廿代町、永国寺
町、丸ノ内一丁目、丸ノ内二丁目、中の
島、九反田、菜園場町、農人町、城見町、
堺町、南はりまや町一丁目、宝永町、弥生町、
二丁目、弘化台、桜井町一丁目、桜井町二
丁目、はりまや町一丁目、はりまや町二丁
日、はりまや町三丁目、宝永町、弥生町、
丸池町、小倉町、東雲町、日の出町、知寄
町一丁目、知寄町三丁目、知寄町三丁目、
青柳町、稻荷町、若松町、高塙、杉井流、
伊予郡
東温市
越智郡
上浮穴郡

北金田、南金田、札場、南御座、北御座、
南川添、北川添、北久保、南久保、海老ノ
丸、中宝永町、南宝永町、二葉町、入明
町、洞ヶ島町、寿町、中水道、幸町、伊勢
崎町、相模町、吉田町、愛宕町一丁目、愛
宕町二丁目、愛宕町三丁目、愛宕町四丁
目、大川筋一丁目、大川筋二丁目、駿前
町、相生町、江陽町、北本町一丁目、北本
町二丁目、北本町三丁目、北本町四丁目、
新本町一丁目、新本町二丁目、昭和町、和
泉町、塩田町、比島町一丁目、比島町二丁
目、比島町三丁目、比島町四丁目、栄田町
一丁目、栄田町二丁目、栄田町三丁目、井
口町、平和町、三ノ丸、宮前町、西町、大
膳町、山ノ端町、桜馬場、城北町、北八反
町、宝町、小津町、越前町一丁目、越前町
二丁目、新屋敷一丁目、新屋敷二丁目、八
反町一丁目、八反町二丁目、東城山町、城
山町、東石立町、石立町、玉水町、繩手
町、鏡川町、下島町、旭町一丁目、旭町二
丁目、旭町三丁目、赤石町、中須賀町、旭
駅前町、元町、南元町、旭上町、水源町、
本宮町、上本宮町、大谷、岩ヶ淵、鳥越、
塚ノ原、西塚ノ原、長尾山町、旭天神町、旭
丁目、愛宕山南町、秦南町一丁目、秦南町
二丁目、東久万、中久万、西久万、南久
万、万々、中万々、南万々、柴卷、円行
寺、一ツ橋町一丁目、一ツ橋町二丁目、み
づき一丁目、みづき二丁目、みづき三丁
目、みづき山、大津甲、大津乙、介良甲、
介良乙、介良丙、介良、潮見台一丁目、潮
見台二丁目、潮見台三丁目、鏡大河内、鏡
路、鏡敷ノ山、鏡柿ノ又、鏡横矢、鏡增
原、鏡葛山、鏡梅ノ木、鏡小山、土佐山菖
蒲、土佐山西川、土佐山梶谷、土佐山、土
佐山高川、土佐山桑尾、土佐山都綱、土佐
山弘瀬、土佐山東川、土佐山中切

高須一丁目、高須二丁目、高須三丁目、高
須東町、高須西町、高須絶海、高須大谷、
高須大島、布師田、一宮、薊野、重倉、久
礼野、薊野西町一丁目、薊野西町二丁目、
薊野西町三丁目、薊野北町一丁目、薊野北
町二丁目、薊野北町三丁目、薊野北町四丁
目、薊野東町、薊野中町、薊野南町、一宮
西町一丁目、一宮西町二丁目、一宮西町三
丁目、一宮西町四丁目、一宮しなね二丁
目、一宮しなね二丁目、一宮南町一丁目、
一宮南町二丁目、一宮中町一丁目、一宮中
町二丁目、一宮中町三丁目、一宮東町二丁
目、一宮東町二丁目、一宮東町三丁目、一
宮東町四丁目、一宮東町五丁目、一宮德
谷、愛宕山、前里、東秦泉寺、中秦泉寺、
三園町、西秦泉寺、北秦泉寺、宇津野、三
谷、七ツ淵、加賀野井一丁目、加賀野井二
丁目、愛宕山南町、秦南町一丁目、秦南町
二丁目、東久万、中久万、西久万、南久
万、万々、中万々、南万々、柴卷、円行
寺、一ツ橋町一丁目、一ツ橋町二丁目、み
づき一丁目、みづき二丁目、みづき三丁
目、みづき山、大津甲、大津乙、介良甲、
介良乙、介良丙、介良、潮見台一丁目、潮
見台二丁目、潮見台三丁目、鏡大河内、鏡
路、鏡敷ノ山、鏡柿ノ又、鏡横矢、鏡增
原、鏡葛山、鏡梅ノ木、鏡小山、土佐山菖
蒲、土佐山西川、土佐山梶谷、土佐山、土
佐山高川、土佐山桑尾、土佐山都綱、土佐
山弘瀬、土佐山東川、土佐山中切

官 報 (号 外)

糸島市	西区	早良市	福岡市	第三区	城南区	中央区	福岡市	第二区	博多区	東区	福岡市	第一区	幡多郡	高岡郡	吾川郡	四十市	土佐郡	須崎市	佐毛市	市	第一区に属しない区域
-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	---	------------

嘉麻市	宮若市	中間市	飯塚市	直方市	第八区	柳原郡	筑後市	第七区	大牟田市	大郡	久留米市	第六区	朝倉郡	筑紫郡	大川市	太宰府市	太宰府市	筑紫野市	糟屋郡	宗像市	古賀市	第四区
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	----	------	-----	-----	-----	-----	------	------	------	-----	-----	-----	-----

武雄市	伊万里市	多々唐津市	久津市	第二区	三養基郡	佐佐木郡	佐佐木郡	第一区	築上郡	京都郡	豊前郡	田川市	第十区	北九州市	戸畠区	八幡東区	八幡西区	若松区	遠賀郡	嘉穂郡	第九区
-----	------	-------	-----	-----	------	------	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	------	------	-----	-----	-----	-----

西諫島市	諫島市	西海市	早原市	長崎市	第二区	第一区に属しない区域	香焼行政センター管内	伊王島行政センター管内	高島行政センター管内	野母崎行政センター管内	三和行政センター管内	本府管内	小ヶ倉支所管内	土井首支所管内	小柳支所管内	西浦上支所管内	福田支所管内	深堀支所管内	日見支所管内	茂木支所管内	式見支所管内	東長崎支所管内	三重支所管内	第一区
------	-----	-----	-----	-----	-----	------------	------------	-------------	------------	-------------	------------	------	---------	---------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	-----

官 報 (号 外)

第三区	佐世保市役所宮支所管内	雲仙市 南島原市 西彼杵郡
第四区	佐世保市役所早岐支所管内	佐世保市
第五区	佐世保市役所三川内支所管内	佐世保市
第六区	大村市 対馬市 壱岐市 五島市 東彼杵郡 南松浦郡	大村市 対馬市 壱岐市 五島市 東彼杵郡 南松浦郡
第七区	第三区に属しない区域	第三区に属しない区域
第八区	平戸市 松浦市 北松浦郡	平戸市 松浦市 北松浦郡
第九区	熊本県	熊本県
第十区	中央区	中央区
第十一区	安政町、井川淵町、出水一丁目、出水二 丁目、出水三丁目、出水四丁目、出水五 丁目、出水六丁目、出水七丁目、出水八 丁目、板屋町、魚屋町一丁目、魚屋町二 丁目、魚屋町三丁目、内坪井町、江津三 丁目、大江本町、大江一丁目、大江二丁 目、大江三丁目、大江四丁目、大江五丁 目、大江六丁目、岡田町、帶山一丁目、 帶山二丁目、帶山三丁目、帶山四丁目、	安政町、井川淵町、出水一丁目、出水二 丁目、出水三丁目、出水四丁目、出水五 丁目、出水六丁目、出水七丁目、出水八 丁目、板屋町、魚屋町一丁目、魚屋町二 丁目、魚屋町三丁目、内坪井町、江津三 丁目、大江本町、大江一丁目、大江二丁 目、大江三丁目、大江四丁目、大江五丁 目、大江六丁目、岡田町、帶山一丁目、 帶山二丁目、帶山三丁目、帶山四丁目、

北区	池龜町、池田一丁目、池田二丁目、池田 三丁目、池田四丁目、上熊本一丁目、上 熊本二丁目、上熊本三丁目、京町本丁、 津浦町、出町、稗田町	街、坪井一丁目、坪井二丁目、坪井三丁 目、坪井四丁目、坪井五丁目、坪井六丁 目、手取本町、通町、渡鹿一丁目、渡鹿 二丁目、渡鹿三丁目、渡鹿四丁目、渡鹿 五丁目、渡鹿六丁目、渡鹿七丁目、中唐 人町、西阿弥陀寺町、西子飼町、西唐人 町、二の丸、白山一丁目、白山二丁目、 白山三丁目、花畠町、東阿弥陀寺町、東 京塚町、東子飼町、古桶屋町、古川町、 古京町、吉大工町、保田窪一丁目、保田 窪二丁目、本丸、松原町、南千反畑町、 南坪井町、宮内、妙体寺町、室園町、葵 園町、山崎町、横糸屋町、万町一丁目、 万町二丁目、練兵町
西区	麻生田一丁目、麻生田三丁目、麻生田三 丁目、麻生田四丁目、麻生田五丁目、改 寄町、池田三丁目、和泉町、兎谷一丁 目、兎谷二丁目、兎谷三丁目、打越町、 大窪一丁目、大窪二丁目、大窪三丁目、 大窪四丁目、大窪五丁目、大鳥居町、梶 尾町、鹿子木町、釜尾町、北迫町、楠一 丁目、楠二丁目、楠三丁目、楠四丁目、 楠五丁目、楠六丁目、楠七丁目、楠八丁 目、楠野町、黒髪町、大字坪井、黒髪七 丁目、小糸山町、清水岩倉一丁目、清水岩 倉二丁目、清水岩倉三丁目、清水岩倉	町、清水新地一丁目、清水新地二丁目、 清水新地三丁目、清水新地四丁目、清水 新地五丁目、清水新地六丁目、清水新地 七丁目、清水東町、清水本町、清水町大 字打越、清水町大字松崎、清水町大字室 園、清水万石一丁目、清水万石二丁目、 清水万石三丁目、清水万石四丁目、清水 万石五丁目、下硯川町、下硯川一丁目、 下硯川二丁目、硯川町、高平一丁目、高 平二丁目、高平三丁目、龍田陳内一丁 目、龍田陳内二丁目、龍田陳内三丁目、 龍田陳内四丁目、龍田町弓削、龍田弓削 一丁目、龍田弓削二丁目、龍田一丁目、 龍田二丁目、龍田三丁目、龍田四丁目、 龍田五丁目、龍田六丁目、龍田七丁目、 龍田八丁目、龍田九丁目、太郎迫町、津 浦町、鶴羽田町、鶴羽田一丁目、鶴羽田 二丁目、鶴羽田三丁目、鶴羽田四丁目、 鶴羽田五丁目、徳王町、徳王一丁目、徳 王二丁目、西梶尾町、榆木一丁目、榆木 二丁目、榆木三丁目、榆木四丁目、榆木 五丁目、榆木六丁目、乘越ヶ丘、八景水 谷一丁目、八景水谷二丁目、八景水谷三 丁目、八景水谷四丁目、飛田町、飛田 丁目、飛田二丁目、飛田三丁目、飛田四 丁目、万楽寺町、貢町、武藏ヶ丘一丁 目、武藏ヶ丘二丁目、武藏ヶ丘三丁目、 武藏ヶ丘四丁目、武藏ヶ丘五丁目、武藏 ヶ丘六丁目、武藏ヶ丘七丁目、武藏ヶ丘 八丁目、武藏ヶ丘九丁目、室園町、明德 町、山室一丁目、山室二丁目、山室三丁 目、山室四丁目、山室五丁目、山室六丁 目、四方寄町、立福寺町
第九区	中央区	町、清水新地一丁目、清水新地二丁目、 清水新地三丁目、清水新地四丁目、清水 新地五丁目、清水新地六丁目、清水新地 七丁目、清水東町、清水本町、清水町大 字打越、清水町大字松崎、清水町大字室 園、清水万石一丁目、清水万石二丁目、 清水万石三丁目、清水万石四丁目、清水 万石五丁目、下硯川町、下硯川一丁目、 下硯川二丁目、硯川町、高平一丁目、高 平二丁目、高平三丁目、龍田陳内一丁 目、龍田陳内二丁目、龍田陳内三丁目、 龍田陳内四丁目、龍田町弓削、龍田弓削 一丁目、龍田弓削二丁目、龍田一丁目、 龍田二丁目、龍田三丁目、龍田四丁目、 龍田五丁目、龍田六丁目、龍田七丁目、 龍田八丁目、龍田九丁目、太郎迫町、津 浦町、鶴羽田町、鶴羽田一丁目、鶴羽田 二丁目、鶴羽田三丁目、鶴羽田四丁目、 鶴羽田五丁目、徳王町、徳王一丁目、徳 王二丁目、西梶尾町、榆木一丁目、榆木 二丁目、榆木三丁目、榆木四丁目、榆木 五丁目、榆木六丁目、乘越ヶ丘、八景水 谷一丁目、八景水谷二丁目、八景水谷三 丁目、八景水谷四丁目、飛田町、飛田 丁目、飛田二丁目、飛田三丁目、飛田四 丁目、万楽寺町、貢町、武藏ヶ丘一丁 目、武藏ヶ丘二丁目、武藏ヶ丘三丁目、 武藏ヶ丘四丁目、武藏ヶ丘五丁目、武藏 ヶ丘六丁目、武藏ヶ丘七丁目、武藏ヶ丘 八丁目、武藏ヶ丘九丁目、室園町、明德 町、山室一丁目、山室二丁目、山室三丁 目、山室四丁目、山室五丁目、山室六丁 目、四方寄町、立福寺町

官報(号外)

第二区

熊本市

中央区

第一区に属しない区域

西区

第一区に属しない区域

会富町、荒尾町、荒尾一丁目、荒尾二丁

目、荒尾三丁目、出仲間一丁目、出仲間

二丁目、出仲間三丁目、出仲間四丁目、

出仲間五丁目、出仲間六丁目、出仲間七

丁目、出仲間八丁目、出仲間九丁目、今

町、海路口町、薄場町、薄場一丁目、薄

場二丁目、薄場三丁目、内田町、江越一

丁目、江越二丁目、奥古閑町、上ノ郷一

丁目、上ノ郷二丁目、刈草一丁目、刈草

二丁目、刈草三丁目、川口町、川尻一丁

目、川尻二丁目、川尻三丁目、川尻四丁

目、川尻五丁目、川尻六丁目、幸田一丁

目、幸田二丁目、合志二丁目、合志三丁

目、合志三丁目、合志四丁目、護藤町、

島町一丁目、島町二丁目、島町三丁目、

島町四丁目、島町五丁目、十禅寺二丁

目、十禅寺三丁目、白石町、白藤二丁

目、白藤三丁目、白藤三丁目、白藤四丁

目、白藤五丁目、砂原町、錢塘町、田井

島一丁目、田井島二丁目、田井島三丁

目、田迎町大字田井島、田迎町大字良

町、田迎一丁目、田迎二丁目、田迎三丁

目、田迎四丁目、田迎五丁目、田迎六丁

第三区
熊本市
玉名郡
荒尾市

近見九丁目、土河原町、鶴町一丁目、鶴

町二丁目、中無田町、並建町、野口町、

野口一丁目、野口二丁目、野口三丁目、

野口四丁目、野田一丁目、野田二丁目、

野田三丁目、畠口町、八王寺町、八分字

町、浜口町、日吉一丁目、日吉二丁目、

平田一丁目、平田二丁目、平成一丁目、

平成二丁目、孫代町、馬渡一丁目、馬渡

二丁目、美登里町、南高江町、南高江一

丁目、南高江二丁目、南高江三丁目、南

高江四丁目、南高江五丁目、南高江六丁

目、南高江七丁目、御幸木部町、御幸木

部一丁目、御幸木部二丁目、御幸木部三

丁目、御幸西無田町、御幸西一丁目、御

幸西二丁目、御幸西三丁目、御幸西四丁

目、御幸笛田町、御幸笛田一丁目、御幸

笛田二丁目、御幸笛田三丁目、御幸笛田

四丁目、御幸笛田五丁目、御幸笛田六丁

目、御幸笛田七丁目、御幸笛田八丁目、

無田口町、元三町、元三町一丁目、元三

町二丁目、元三町三丁目、元三町四

目、元三町五丁目、八幡一丁目、八幡二

丁目、八幡三丁目、八幡四丁目、八幡五

丁目、八幡六丁目、八幡七丁目、八幡八

丁目、八幡九丁目、八幡十丁目、八幡十一

丁目、良町一丁目、良町二丁目、良町

三丁目、良町四丁目、良町五丁目、流通

北区

第二区に属しない区域

山鹿市

菊池市

阿蘇市

合志市

山都町

上益城郡

阿蘇郡

菊池郡

山都町

上天草市

天草市

宇土市

熊本市

第四区

葦北郡

球磨郡

大分県

大分市

本庄管内

大南支所管内

植田支所管内

(大字廻柄野、六百十八番地から八百三十六番地まで、八百三十三番地から八百三十二番地まで、八百三十三番地から八百三十六番地まで、八百三十八番地から八百三十九番地まで、八百四十一番地、千五百八十七番地、千五百九十一番地から千六百十八番地まで、八百三十八番地から八百三十九番地まで、八百四十一番地、千五百八十七番地まで、千五百九十一番地から千六百十八番地まで、八百三十八番地まで及び千六百二十番地に限る。)に属する区域を除く。

大在支所管内

坂ノ市支所管内

明野出張所管内

第二区

第三区に属しない区域

大分市

第一区に属しない区域

別府市

第三区

第三区に属しない区域

第三区

第三区

第三区

第一区

第三区

第一区

官 報 (号 外)

第一区		第二区		第三区		第四区		第五区	
鹿児島市	宮崎市	日向市	延岡市	鹿児島市	奄美市	大島郡	熊毛郡	鹿屋市	吉野支所管内
西諸県郡	東諸県郡	西白杵郡	東白杵郡	薩摩川内市	枕崎市	那覇市	沖縄県	垂水市	吉田支所管内
北諸県郡	串間市	小林市	日南市	いちき串木野市	渡名喜村	渡嘉敷村	糸満市	曾於市	桜島支所管内
鹿児島県	阿久根市	伊佐市	日置市	南さつま市	粟国村	那覇市	豊見城市	志布志市	鹿児島郡
第一区及び第二区に属しない区域		第一区		第一区		第一区		第一区	
鹿児島市	薩摩郡	久米島町	宜野湾市	北大東村	南大東村	北八重村	南風原町	島尻郡	うるま市
第一区	第四区	第二区	第三区	八重山郡	宮古郡	八重山郡	与那原町	島尻郡	沖縄市
鹿児島市	阿久根市	出水市	浦添市	久米島町	渡名喜村	栗国村	八重瀬町	石垣市	名護市
鹿児島県	鹿児島市	霧島市	中頭郡	宜野湾市	南大東村	那覇市	南風原町	伊平屋村	うるま市
第一区		第一区		第一区		第一区		第一区	
鹿児島市	伊敷支所管内	鹿児島市	本府管内	鹿児島市	那覇市	那覇市	那覇市	國頭郡	沖縄市
鹿児島県	東桜島支所管内	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	島尻郡	伊是名村

附則第一条ただし書中「第二条」の下に「及び附則第三条」を加え、「同条の規定による改正後の公職選挙法(次条において「新公職選挙法」という。)第十三条第一項に規定する法律の施行の日(次条)を「衆議院小選挙区選出議員の選挙区間ににおける人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案及び同報告書」

この表中「本府管内」とは、市町村(指定都市にあつては、区。以下同じ。)の区域のうち、支所又は出張所(それぞれ当該市町村の区域の一部を所管区域とするものに限る。)の所管区域及び地方自治法第二百一条の四第一項に規定する地域自治区の区域に属しない区域をいう。

て「新公職選挙法」という。)の規定は、衆議院議員の選挙については「に改め、「から」の下に「衆議院議員の選挙以外の選挙については一部施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について」を加え、「及び次回」を「次回」に改め、「の選挙」の下に「及び次回」を「次回」に改め、「の選挙」を公示され又は告示された選挙(衆議院議員の選挙を除く。)」を加える。

附則第三条を附則第四条とし、附則第一条の次に次の二条を加える。

(別表第一に掲げる行政区画その他の区域の取扱い)

第三条 新公職選挙法別表第一に掲げる行政区画

その他の区域は、平成二十五年三月二十八日(以下この条において「基準日」という。)現在によつたものであつて、基準日の翌日から一部施行日の前日までの間に於ける他の区域に变更があつても、当該選挙区に関する限り、行政区画その他の区域の変更がなかつたものとみなす。ただし、基準日の翌日から一部施行日の前日までの間に於ける他の区域にわたりて市町村(特別区を含む。)の境界変更(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区の区域の変更を含む。以下この条において同じ。)があつたときは、一部施行日に当該境界変更があつたものとみなして、新公職選挙法第十三条第三項及び第四項の規定を適用する。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

理由

衆議院議員選挙区画定審議会が行つた衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案

法律案(内閣提出)に関する報告書

法律案(内閣提出)に関する報告書

法律案(内閣提出)に関する報告書

法律案(内閣提出)に関する報告書

る事項

1 衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区に関する事項

衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区について、平成二十二年国勢調査の結果に基づき衆議院議員選挙区画定審議会が行つた勧告を受け、十七都県において四十二選挙区の改定等を行ふものとすること。

2 公職選挙法の改正規定の施行期日等に関する事項

(一) 衆議院小選挙区選出議員の選挙区間に於ける人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律

この法律は、公布の日から施行する。

は、この法律の公布の日から起算して一月を経過した日(以下「一部施行日」という。)から施行するものとする。

(二) 緊急は正法による改正後の公職選挙法については一部施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用するものとする。

(三) 緊急は正法による改正後の公職選挙法別表第一に掲げる行政区画その他の区域は、平成二十五年三月二十八日(以下「基準日」という。)現在によつたものであつて、基準日の翌日から一部施行日の前日までの間に於ける他の区域に変更があつても、当該選挙区に関する限り、行政区画その他の区域の変更がなかつたものとみなすものとする。

(四) この法律は、公布の日から施行するものとすること。

(五) その他所要の規定の整備を図るものとすること。

(六) その他

(一) この法律は、公布の日から施行するものとすること。

(二) その他所要の規定の整備を図るものとすること。

(三) その他

(一) この法律は、公布の日から施行するものとすること。

(二) その他所要の規定の整備を図るものとすること。

(三) その他

(一) この法律は、公布の日から施行するものとすること。

(二) その他所要の規定の整備を図るものとすること。

(三) その他

(一) 衆議院小選挙区選出議員の選挙区間に於ける人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律

この法律は、公布の日から施行する。

平成二十五年四月十九日

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長 保岡 興治

衆議院議長 伊吹 文明殿

スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案

提出者

平成二十五年四月十五日

右の議案を提出する。

る。

第四条中「第十条第三号及び第四号」を「第十一条第二項第一号及び第二号」に改め、「試合(次条の下に「第五条の二」を加え、「第十条第六号」を「第十条第二項第四号」に改める。)
 第二章中第五条の次に次の二条を加える。
 (特定対象試合)

第五条の二 センターは、対象試合のほか、サッカーの試合を通じてスポーツの振興を図ることを目的とする組織で文部科学大臣が指定するものが開催するサッカーの試合で文部科学省令で定める基準に適合するもの(第七条第三項、第十条第三項第四号及び第四十条第一項第二号において「特定対象試合」という)をスポーツ振興投票の対象とすることができる。

第七条に次の二項を加える。

3 前二項の規定は、特定対象試合に係るスポーツ振興投票に準用する。この場合において、第一項中「あらかじめ」とあるのは、「あらかじめ、そのスポーツ振興投票の対象となる試合の数が三を下回らない数となるよう」と読み替えるものとする。

第十条第三号から第六号までを削り、同条に次の二項を加える。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、第七条第一項の規定により指定された個々の試合(第十二条、第十七条第一項、第三十二条、第三十七条、第三十八条、第四十一条及び第四十二条において「指定試合」という)に係るスポーツ振興投票券を購入し、又は譲り受けではならない。

チームを保有する機構の社員(その社員が法人である場合には、その法人の役員) 法人である場合には、その法人の役員)
 三 第五条第一項の規定による登録を受けた選手、監督、コーチ及び審判員
 四 天候の悪化その他やむを得ない事由により特定対象試合の中止を決定し、又はその決定に関与する権限を有する者(前三号に掲げられた者を除く。) 当該特定対象試合を開催する指定組織が開催する特定指定試合に指名された者を除く。) 当該特定対象試合に指名された者を除く。)
 第十二条の見出し中「試合」を「指定試合」に改め、同条中「第七条第一項の規定により指定された個々の試合(以下「指定試合」という。)」を「指定試合」に、「すべて」を「全て」に改め、同条により指定された個々の試合(以下この項、第三十二条の二、第十三条、第十七条第一項、第十四条第一項第二号及び第四十一条において「特定指定試合」という。)であつて当該各号に定めるものに係るスポーツ振興投票券を購入し、又は譲り受けではならない。

3 各号のいずれかに該当する者は、三年以内、同条中「第七条第一項の規定により指定された個々の試合(以下「指定試合」という。)」を「指定試合」に、「すべて」を「全て」に改め、同条により指定された個々の試合(以下この項、第三十二条の二、第十三条、第十七条第一項、第十四条第一項第二号及び第四十一条において「特定指定試合」という。)であつて当該各号に定めるものに係るスポーツ振興投票券を購入し、又は譲り受けではならない。

3 前二項の規定は、特定対象試合に係るスポーツ振興投票に準用する。この場合において、第一項中「あらかじめ」とあるのは、「あらかじめ、そのスポーツ振興投票の対象となる試合の数が三を下回らない数となるよう」と読み替えるものとする。

第十条第三号から第六号までを削り、同条に次の二項を加える。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、第七条第一項の規定により指定された個々の試合(第十二条、第十七条第一項、第三十二条、第三十七条、第三十八条、第四十一条及び第四十二条において「指定試合」という)に係るスポーツ振興投票券を購入し、又は譲り受けではならない。

四 天候の悪化その他やむを得ない事由により特定対象試合の中止を決定し、又はその決定に関与する権限を有する者(前三号に掲げられた者を除く。) 当該特定対象試合を開催する指定組織が開催する特定指定試合に指名された者を除く。) 当該特定対象試合に指名された者を除く。)
 第十二条の見出し中「試合」を「指定試合」に改め、同条中「第七条第一項の規定により指定された個々の試合(以下「指定試合」という。)」を「指定試合」に、「すべて」を「全て」に改め、同条により指定された個々の試合(以下この項、第三十二条の二、第十三条、第十七条第一項、第十四条第一項第二号及び第四十一条において「特定指定試合」という。)であつて当該各号に定めるものに係るスポーツ振興投票券を購入し、又は譲り受けではならない。

3 各号のいずれかに該当する者は、三年以内、同条中「第七条第一項の規定により指定された個々の試合(以下「指定試合」という。)」を「指定試合」に、「すべて」を「全て」に改め、同条により指定された個々の試合(以下この項、第三十二条の二、第十三条、第十七条第一項、第十四条第一項第二号及び第四十一条において「特定指定試合」という。)であつて当該各号に定めるものに係るスポーツ振興投票券を購入し、又は譲り受けではならない。

3 前二項の規定は、特定対象試合に係るスポーツ振興投票に準用する。この場合において、第一項中「あらかじめ」とあるのは、「あらかじめ、そのスポーツ振興投票の対象となる試合の数が三を下回らない数となるよう」と読み替えるものとする。

第十条第三号から第六号までを削り、同条に次の二項を加える。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、第七条第一項の規定により指定された個々の試合(第十二条、第十七条第一項、第三十二条、第三十七条、第三十八条、第四十一条及び第四十二条において「指定試合」という)に係るスポーツ振興投票券を購入し、又は譲り受けではならない。

四 天候の悪化その他やむを得ない事由により特定対象試合の中止を決定し、又はその決定に関与する権限を有する者(前三号に掲げられた者を除く。) 当該特定対象試合を開催する指定組織が開催する特定指定試合に指名された者を除く。) 当該特定対象試合に指名された者を除く。)
 第十二条の見出し中「試合」を「指定試合」に改め、同条中「第七条第一項の規定により指定された個々の試合(以下「指定試合」という。)」を「指定試合」に、「すべて」を「全て」に改め、同条により指定された個々の試合(以下この項、第三十二条の二、第十三条、第十七条第一項、第十四条第一項第二号及び第四十一条において「特定指定試合」という。)であつて当該各号に定めるものに係るスポーツ振興投票券を購入し、又は譲り受けではならない。

3 各号のいずれかに該当する者は、三年以内、同条中「第七条第一項の規定により指定された個々の試合(以下「指定試合」という。)」を「指定試合」に、「すべて」を「全て」に改め、同条により指定された個々の試合(以下この項、第三十二条の二、第十三条、第十七条第一項、第十四条第一項第二号及び第四十一条において「特定指定試合」という。)であつて当該各号に定めるものに係るスポーツ振興投票券を購入し、又は譲り受けではならない。

3 前二項の規定は、特定対象試合に係るスポーツ振興投票に準用する。この場合において、第一項中「あらかじめ」とあるのは、「あらかじめ、そのスポーツ振興投票の対象となる試合の数が三を下回らない数となるよう」と読み替えるものとする。

第十条第三号から第六号までを削り、同条に次の二項を加える。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、第七条第一項の規定により指定された個々の試合(第十二条、第十七条第一項、第三十二条、第三十七条、第三十八条、第四十一条及び第四十二条において「指定試合」という)に係るスポーツ振興投票券を購入し、又は譲り受けではならない。

し、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する業務

スポーツにおける業務その他のスポーツに関する活動が公正かつ適切に実施されるようになるため必要な業務を行うこと。

第二十四条第一項中「第七号及び第八号」を「第六号、第八号及び第九号」に改める。
附則第六条第八項及び第九項中「第十五条第一項第七号及び第八号」を「第十五条第一項第八号及び第九号」に改める。
附則第八条の次に次の七条を加える。

(収益の算定方法の特例)

第八条の二 第二十二条の規定の適用について
は、当分の間、同条第一項中「運営費の金額」とあるのは「運営費の金額及び投票法第十三条に規定するスポーツ振興投票券の売上金額の百分の五を超えない範囲内において文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金額」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第八条の二第一項の規定により読み替えて適用する前項」とする。

2 前項の場合における第三十七条第一項並びに投票法第二十一条第五項及び第二十二条の規定の適用については、第三十七条第一項中「第二十二条第一項」とあるのは「附則第八条の二第一項の規定により読み替えて適用する前項」とする。

(特定業務に必要な費用への充当等)

第八条の三 センターは、前条第一項の規定により読み替えて適用する第二十二条第一項に規定する投票法第十三条に規定するスポーツ振興投票券の売上金額の百分の五を超えない範囲内において文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金額(以下「特定金額」という)を、国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になれるようにするために行うスポーツ施設の整備等であつて緊急に行う必要があるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定める業務(以下「特定業務」という)に必要な費用に充てるものとする。

2 センターは、特定金額を、翌事業年度以後の事業年度における特定業務の財源に充てるため、特定業務特別準備金として整理しなければならない。この場合において、通則法第四十四条第一項の規定は、適用しない。(区分経理)

第八条の四 特定業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「特定業務勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

2 前項の場合における第三十七条第一項並びに投票法第二十一条第五項及び第二十二条の規定の適用については、第三十七条第一項中「第二十二条第一項」とあるのは「附則第八条の二第一項の規定により読み替えて適用する前項」とする。

(資本金の特例)

第八条の六 センターは、特定業務に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受け、長期借入金をし、又は日本スポーツ振興センター債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評議委員会の意見を聽かなければならぬ。

(資本金の特例)

第八条の八 特定業務が行われる場合における文の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を、翌事業年度以降の特定業務の財源に充てなければならない。

2 文部科学大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評議委員会の意見を聽かなければならぬ。

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中独立行政法人日本スポーツ振興センター法第三条の改正規定、同法第十五条第一項の改正規定、同法第二十四条第一項の改正規定、同法附則第六条第八項及び第九項の改正規定並びに同法附則第八条の次に七条を加える改正規定(同法附則第八条の二から第八条の五までに係る部分に限る。)並びに次条の規定

二 附則第三条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第 号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い

6 会社法(平成十七年法律第八十六号)第七十五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7 前各項に定めるもののほか、債券に関する必要な事項は、政令で定める。

(償還計画)

第八条の七 センターは、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2

第二条の規定による改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第八条の二及び第八条の三の規定は、平成二十五年度以後の事業年度におけるスポーツ振興投票券の売上金額について適用する。

(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二条 子ども・子育て支援法及び就学前(

年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
第49条のうち独立行政法人日本スポーツ振興センター法第十五条第一項第七号の改正規定中「第十五条第一項第七号」を「第十五条第二項第八号」に改める。
(行政手続における特定の個人を識別するため
各号の月日等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の一部を次のように改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

理
由

投票の対象とすることができるサッカーの試合を追加とともに、独立行政法人日本スポーツ振興センターの業務にスポーツに関する活動が公正かつ適切に実施されるようにするため必要な業務を行うことを追加し、あわせて、当分の間の措置として、独立行政法人日本スポーツ振興センターがスポーツ振興投票券の売上金額の一部を国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になれるようするために行うスポーツ施設の整備等の業務に必要な費用に充てることができるようとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(二) 試合の指定
一部改正
スポーツ振興投票の実施等に関する法律の
改正による、スポーツ振興投票の対象とする
ことの規定の変更について述べる。
（一） サッカーの試合の追加
セントラルは、現行の対象試合のほか、
サッカーの試合を通じてスポーツの振興を
図ることを目的とする組織で文部科学大臣
が指定するもの（以下「指定組織」という。）
が開催するサッカーの試合で文部科学省令
で定める基準に適合するもの（以下「特定対
象試合」という。）をスポーツ振興投票の対
象とすることができる。

(五) 罰則の整備

- (1) センターが行う場合を除き、不特定又は多数の者に財産上の利益を提供させ、又は提供することを約させて特定指定試合の結果の予想をさせ、当該予想と当該特定指定試合の結果との合致に応じて財産上の利益を提供することを約して利益を図つた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すること。

(2) (三)の禁止に違反した者は、百万円以下の罰金に処すること。

(3) 不正の利益を得るために指定組織の役員若しくは職員又は特定対象試合の関係者に対してその担当する特定対象試合を開催その他の政令で定める業務に係る業務又はその関与する特定指定試合に関して金銭その他の利益を供与し、又はその

第十九条のうち住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第一の四十七の項の次に次のように加える改正規定のうち四十七の四の項中「第十五条第一項第六号」を「第十五条第一項第七号」に改める。
一項第七号】に改める。

スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案(遠藤利明君外十二名提出)に関する報告書
議案の目的及び要旨
本案は、スポーツの振興に寄与するため、スポーツ振興投票の対象とすることができるサッカーリーグの試合を追加するとともに、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)の業務にスポーツに関する活動が公正か

(三) センターは、文部科学省令で定めるところにより、実施するスポーツ振興投票ごとに、あらかじめ、そのスポーツ振興投票の対象となる試合の数が三を下回らない数となるよう、特定対象試合のうちからそのスポーツ振興投票の対象となる試合を指定するものとすること。

(四) 特定指定試合に係るスポーツ振興投票券の購入等の禁止

(五) 指定組織の役職員等が特定指定試合により特定対象試合のうちからスポ

(2) (三)の禁止に違反した者は、百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すること。

(3) 不正の利益を得るために指定組織の役員若しくは職員又は特定対象試合の関係者に対してその担当する特定対象試合の開催その他の政令で定める業務に係る職務又はその関与する特定指定試合に関して金銭その他の利益を供与し、又はその

ツ振興投票の対象となる試合としてセンターが指定する試合をいう。以下同じ。)に係るスポーツ振興投票券を購入すること等を禁ずること。

つ適切に実施されるようにするため必要な業務を行ふことを追加し、あわせて、当分の間の措置として、センターがスポーツ振興投票券の売上金預り一部を国祭より見算りスポーツの競支

ツ振興投票の対象となる試合としてセンターが指定する試合をいう。以下同じ。)に係るスポーツ振興投票券を購入すること等を禁止すること。

申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百円以下以下の罰金に処すること。

(4) 偽計又は威力を用いて特定指定試合の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処すること。

2 独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部改正

(一) センターの業務に係る改正

センターの業務に、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する業務、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する業務その他のスポーツに関する活動が公正かつ適切に実施されるようになるため必要な業務を行うことを追加すること。

(2) センターがこれまで行つてきたスポーツ等に関する調査研究並びに資料の収集及び提供について、その範囲が国内外にわたるものであることを明らかにすること。

(二) 収益の算定方法の特例

当分の間、スポーツ振興投票に係る毎事業年度の収益を算定する際に、スポーツ振興投票等業務に係る運営費の金額とともにスポーツ振興投票券の売上金額の百分の五を超えない範囲内において文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金額(以下「特定金額」という)を控除すること。

(三) 特定業務に必要な費用への充当等

模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるようするために行うスポーツ施設の整備等であつて緊急に行う必要があるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定める業務(以下「特定業務」という。)に必要な費用に充てるものとすること。

(2) センターは、特定金額を、翌事業年度以後の事業年度における特定業務の財源に充てるため、特定業務特別準備金として整理しなければならないこと。

(3) センターは、特定金額を、翌事業年度から起算して六月以後の事業年度における特定業務の財源に充てるため、特定業務特別準備金として整理しなければならないこと。

(4) センターは、特定金額を、翌事業年度から起算して六月以後の事業年度における特定業務の財源に充てるため、特定業務特別準備金として整理しなければならないこと。

四 区分経理

特定業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「特定業務勘定」という。)を設けて整理しなければならないこと。

(五) 利益及び損失の処理の特例

センターは、特定業務勘定において、独立行政法人通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項本文の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を、翌事業年度以降の特定業務の財源に充てなければならないこと。

センターは、特定業務勘定において、独立行政法人通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項本文の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を、翌事業年度以降の特定業務の財源に充てなければならないこと。

(六) 長期借入金及び日本スポーツ振興センター債券

センターは、特定業務に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は日本スポーツ振興センター債券を発行することができる。

(七) 債還計画

センターは、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、文部科学大臣

の認可を受けなければならないこと。

(八) 資本金の特例

特定業務が行われる場合において、政令で定める地方公共団体がセンターに出資することができるようのこと。

(一) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、2の(一)から(五)までは、公布の日から施行すること。

(二) 2の(二)及び(三)は、平成二十五年度以後の事業年度におけるスポーツ振興投票券の売上金額について適用すること。

(三) 特定業務に係る独立行政法人日本スポーツ振興センター法の規定については、この法律の施行後七年以内に、国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催の状況を踏まえた当該規定の抜本的な見直しが行われ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとすること。

(四) その他所要の規定を整備すること。

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 当面する二〇二〇年の五輪招致やラグビー・ワールドカップの開催に向けた国内のスポーツ振興の状況に応じ、独立行政法人日本スポーツ振興センターにおける特定業務について、その継続の是非を含め、不斷の見直しが行われること。

二 「特定金額」については、スポーツ振興のため適切に使用することとし、国際的な規模のスポーツの競技会のために緊急に行う国立競技場の改修等のスポーツ施設整備等の費用のみに充て、国が負担すべき他の事業の財源に充当しないこと。

三 今回の法改正に伴う独立行政法人日本スポーツ振興センターの業務の追加により、同センターへの天下り役員等の増加につながることは厳に慎むこと。

は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十五年四月十九日

文部科学委員長 松野 博一
衆議院議長 伊吹 文明殿

[別紙]

スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

官 報 (号 外)

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十五年三月八日

內閣總理大臣 安倍晋三

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一

建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

二十七条を「第三十二条 第四十二条」に、「第七章」を「第九章」に、「第二十八条—第三十条」を「第四十三条—第四十六条」に改める。

第二条第二項中「若しくは模様替」を「 模様替
若しくは一部の除却」に改める。

第五条の見出しを「都道府県耐震改修促進計画」に改め、同条第三項第三号を同項第五号とし、同項第二号中「第十条」を「第十九条」に、「認定建築物」を「計画認定建築物」に改め、同号を同

第四号とし、同項第一号中「の通行を妨げ、」を削除する。市町村の区域を越える相当の通行を妨害する建築物集合地域通過道路等を除く。通行を妨害する建築物集合地域通過道路等を除く。通行障害既存耐震不適格建築物のに改め、震診断及び耐震改修の促進を図るべきを削除する。同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであつて、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について 耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

建築物が地震によつて倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当の通行を妨害する建築物集合地域通過道路等を除く。通行を妨害する建築物集合地域通過道路等を除く。通行障害既存耐震不適格建築物のに改め、震診断及び耐震改修の促進を図るべきを削除する。同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

建築物(地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物 第十四条第三号において「通行障害建築物」という)であつて既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。)について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

第五条第七項及び第八項を削り、同条第六項中「前三項」を「第三項から前項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する」を「第三項第五号に定める」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者(所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者の意見を聽かなければならない。

第三十条中「前二条」を「前三条」に改め、同条を第四十六条とする。

第二十九条第一号中「第十条又は第二十六条第一項」を「第十九条、第二十四条第一項又は第四十一条第一項」に改め、同条第四号を削り、同条第

五号中「第三十六条第一項」を「第四十二条第一項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号中「第二十四条第二項」を「第三十九条第二項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号中「第二十四条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 第二十二条第四項の規定に違反して、表示を付した者

三 第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十九条を第四十五条とする。

第二十八条中「第七条第四項」を「第十三条第一項、第十五条第四項又は第三十七条第四項」に、「同項」を「これら」に改め、同条を第四十四条とし、第七章中同条の前に次の二条を加える。

第四十三条 第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第七章を第九章とする。

第二十七条第一項第一号中「第十八条第二項又は第二十二条から第二十四条まで」を「第三十三条第二項又は第三十七条から第三十九条まで」に改め、同項第二号中「第二十一条第二項」を「第三十六条第一項」に改め、同項第三号中「第二十二条第一項」を「第三十六条第三項又は第三十七条第一項」に改め、同項第四号中「第三十二条各号」に改め、第六章中同条を第四十二条とする。

第二十六条の見出し中「報告」を「センターに係る報告」に改め、同条を第四十一条とする。

第二十五条を第四十条とし、第二十四条を第三十九条とする。

第二十三条第二号中「第十九条第二号」を「第三十四第二号」に改め、同条を第三十八条とする。

第二十二条を第三十七条とし、第二十一条を第三十六条とし、第二十条を第三十五条とする。

第十九条第一号中「認定建築物である特定建築物」を「計画認定建築物である要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物」に改め、同条を第三十四条とする。

第十八条を第三十三条とする。

第十七条中「第十九条」を「第三十四条」に改め、第六章を第八章とする。

同条を第三十二条とする。

第十六条中「認定建築物」を「計画認定建築物」に改め、第五章中同条を第三十二条とする。

第十五条第一項中「第五条第三項第三号」を「第五条第三項第五号」に改め、同条第二項中「第十五条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条を第三十条とする。

第十四条中「第五条第三項第三号」を「第五条第三項第五号」に改め、同条を第二十九条とする。

第五条第三項第四号に、「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市の区域内にあつては、当該指定都市又は中核市」を「市の区域内にあつては、当該市」に改め、同条第三項中「第十三条第二項」を「第二十八条第二項」に改め、同条を第二十八条とする。

第五章を第七章とし、第四章の次に次の二章を加える。

官報(号外)

第五章 建築物の地震に対する安全性に関する認定等

(建築物の地震に対する安全性に係る認定)

第二十二条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

所管行政庁は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるとときは、その旨の認定をすることができる。

同条を第三十二条とする。

第六章を第八章とする。

同条を第三十三条とする。

第十六条中「認定建築物」を「計画認定建築物」に改め、第五章中同条を第三十二条とする。

第十五条第一項中「第五条第三項第三号」を「第五条第三項第五号」に改め、同条第二項中「第十五条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条を第三十条とする。

第十四条中「第五条第三項第三号」を「第五条第三項第五号」に改め、同条を第二十九条とする。

第五条第三項第四号に、「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市の区域内にあつては、当該指定都市又は中核市」を「市の区域内にあつては、当該市」に改め、同条第三項中「第十三条第二項」を「第二十八条第二項」に改め、同条を第二十八条とする。

第五章を第七章とし、第四章の次に次の二章を加える。

必要な限度において、政令で定めるところにより、第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に關し報告させ、又はその職員に、

基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他物件を検査させることができる。

所管行政庁は、前項の規定による立入検査についての規定は、前項の規定による立入検査についての規定を適用する。

第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定)

第二十五条 耐震診断が行われた区分所有建築物(二以上の区分所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第二条第二項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。)が存する建築物をいう。以下同じ。)の管理者等(同法第二十五条第一項の規定により選任された管理者(管理者がないときは、同法第三十四条の規定による集会において指定された区分所有者又は同法第四十九条第一項の規定により置かれた理事をいう。)は、国土交通省令で定められた建築物をいう。以下同じ。)の管理者等(同法第二十五条第一項の規定により選任された管理者(管理者がないときは、同法第三十四条の規定による集会において指定された区分所有者又は同法第四十九条第一項の規定により置かれた理事をいう。)は、国土交通省令で定めることにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行ふ必要がある旨の認定を申請することができる。

第二十六条 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、当該要耐震改修認定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第二十七条 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、要耐震改修認定建築物の耐震改修について

必要な指導及び助言をすることができる。

4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(基準適合認定建築物に係る認定の取消し)

第二十三条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第二項の基準に適合しなくなつたと認め

るときは、同項の認定を取り消すことができる。

第五章を第七章とし、第四章の次に次の二章を加える。

認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた区分所有建築物(以下「要耐震改修認定建築物」という。)の耐震改修が建築物の区分所有等に関する法律第十七条第一項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定については、同項中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数によ

る集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

(要耐震改修認定建築物の区分所有者の耐震改修の努力)

第二十六条 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、当該要耐震改修認定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第二十七条 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、要耐震改修認定建築物の耐震改修について

必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物につい

て必要な耐震改修が行われていないと認めるとき、要耐震改修認定建築物の区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたとき

は、その旨を公表することができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要耐震改修認定建築物の区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたとき

は、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐

震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐

官報(号外)

震改認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に關し報告させ、又はその職員に、要耐震改認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、要耐震改認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第四章中第十一条を第二十一条とする。

第十一條中「認定建築物」を「計画認定建築物」に改め、同条を第十条とする。

第十条の見出し中「報告」を「計画認定建築物に係る報告」に改め、同条中「認定建築物」を「計画認定建築物」に改め、同条を第十九条とする。

第九条第一項中「第十三条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条を第十八条とする。

第八条第三項第三号中「柱の径若しくは壁の厚さを増加させ、又は柱若しくは壁のない部分に柱若しくは壁を設けることにより建築物の延べ面積を増加させるものに限る。」及び「(形状の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く)を伴わないものに限る。)」を削り、同号口中「の上事の計画」の下に「第五号口及び第六号口において同じ。」を加え、同項第四号中「耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている」を既存耐震不適格建築物であるに、「(同法)」を「建築基準法」に改め、同項に次の二号を加える。

5 第一条の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物に

ついて増築することにより当該建築物が建築物の容積率(延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。)に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(イ及び第八項において「容積率関係規定」という。)に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るために必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

六 第一条の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築することにより当該建築物が建築物の建ぺい率(建築面積の敷地面積に対する割合をいう。)に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(イ及び第九項において「建ぺい率関係規定」という。)に適合しないこととなるものは、第一号及び第二号に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るために必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建ぺい率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

第八条第八項を同条第十項とし、同条第七項の規定に係る第三項第五号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。

8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建ぺい率関係規定は、適用しない。

9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建ぺい率関係規定は、適用しない。

第六条の見出し中「指導」を「特定既存耐震不適格建築物に係る指導」に改め、同条第一項中「特定建築物」を「特定既存耐震不適格建築物」に、「基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項」を「技術指針事項」に改め、同条第二項中「特定建築物のうち」を「特定既存耐震不適格建築物(第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあっては)に、「ものに」を「ものに限る。」に、「特定建築物」を「特定既存耐震不適格建築物」に、「基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項」を「技術指針事項」に改め、同条第三項において「建ぺい率関係規定」という。に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

第七条第三項及び第四項中「特定建築物」を「特定既存耐震不適格建築物」に改め、同条第五項を

2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

3 第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(イ及び第六条第三項において「耐震関係規定」という。)に適合しないこととなるものであるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

4 第六条の見出し中「特定建築物」を「特定既存耐震不適格建築物」に改め、同条各号列記以外の部を次のように改める。

5 第六条第三号を次のように改める。

三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定に

より市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物 第六条を第十四条とし、第三章中同条の前に次の七条を加える。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第七条 次に掲げる建築物(以下「要安全確認計画記載建築物」という。)の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号

の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

一 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道

路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。) 同号

の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

三 その敷地が前条第三項第一号の規定により接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものを除く。) 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載され定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

(要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等)

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又

は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたとき、国土交通省令で定めるところにより、

その旨を公表しなければならない。

3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなくて当該報告を命ずべき者を確定することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反する

と認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場

合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しく

は委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震改修促進計画に記載された建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要な指導及び助言をすることができる。

第二項第三号の技術上の指針となるべき事項(以下「技術指針事項」という。)を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めることは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 建築物の所有者が講すべき措置

第二章中第五条の次に次の一条を加える。

(市町村耐震改修促進計画)

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診

断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「市町村耐震改修促進計画」という。)を定めるよ

う努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及

び耐震改修の実施に関する目標

有者から申請があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行いうよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第十三条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要な指導及び助言をすることができる。

第二項第三号の技術上の指針となるべき事項(以下「技術指針事項」という。)を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 建築物の所有者が講すべき措置

第二章中第五条の次に次の一条を加える。

(市町村耐震改修促進計画)

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診

断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「市町村耐震改修促進計画」という。)を定めるよ

う努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及

び耐震改修の実施に関する目標

官報(号外)

二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために施策に関する事項	三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項	五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。	4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等に限る)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路上にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項	5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。 附則第一項を附則第一条とする。

（要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等）	2 第七条から第十三条までの規定は要緊急安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。
第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であつて、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある人規模なものとして政令で定めるもの（要緊急安全確認計画記載建築物であつて当該要緊急安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行ふことを団体としての行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。	3 第八条、第九条及び第十二条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条等）

（要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等）	2 第七条から第十三条までの規定は要緊急安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。
第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であつて、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある人規模なものとして政令で定めるもの（要緊急安全確認計画記載建築物であつて当該要緊急安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行ふことを団体としての行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。	3 第八条、第九条及び第十二条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。

年法律第百号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条第一項第五号中「第十四条」を「第二十九条」に改める。

理由

大規模な地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、要安全確認計画記載建築物の耐震診断の実施の義務付け、耐震改修計画の認定基準の緩和等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

告書

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一
部を改正する法律案(内閣提出)に関する報

議案の目的及び要旨

本案は、大規模な地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、地震に対する安全性が明らかでない建築物の耐震診断の実施の義務付け、耐震改修計画の認定基準の緩和等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 不特定かつ多数の者が利用する大規模な建

築物、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物等の所有者は、耐震診断を行い、その結果を一定の期限までに所管行政庁に報告しなければならないこととし、所管行政庁は、当該報告の内容を公表しなければならないこと。

2 耐震診断及び耐震改修を行う努力義務が課せられる建築物の範囲を拡大し、現行の建築基準法の耐震関係規定に適合しない全ての建築物を対象とすること。

右報告する。

3 所管行政庁が建築物の耐震改修の計画を認定することができる増築及び改築の範囲を拡大するとともに、増築に係る容積率及び建設率の特例を講じること。

4 建築物の地震に対する安全性に係る認定制度を創設し、当該認定を受けた建築物の所有者は、当該建築物等にその旨の表示をすることができる。

5 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定制度を創設し、当該認定を受けた区分所有建築物については、区分所有者の集会における区分所有者及び議決権の各過半数の決議により耐震改修を行うことができる。

6 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

大規模な地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、地震に対する安全性が明らかでない建築物の耐震診断の実施の義務付け、耐震改修計画の認定基準の緩和等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 不特定かつ多数の者が利用する大規模な建築物、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物等の所有者は、耐震診断を行い、その結果を一定の期限までに所管行政庁に報告しなければならないこととし、所管行政庁は、当該報告の内容を公表しなければならないこと。

2 耐震診断及び耐震改修を行う努力義務が課せられる建築物の範囲を拡大し、現行の建築基準法の耐震関係規定に適合しない全ての建築物を対象とすること。

右報告する。

平成二十五年四月十九日

国土交通委員長 金子 恒之
衆議院議長 伊吹 文明殿

〔別紙〕

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 耐震診断、耐震改修は、安全・安心のために必要な措置であり、その促進は喫緊の課題であるが、建築物所有者の負担を伴うものであるところから、地方公共団体においても交付金を活用するなど財源確保に優先的に取り組むよう周知徹底及び支援を行うとともに、特に中小事業者への財政的、技術的支援に努めるよう地方公共団体に促すこと。また、耐震改修が必要な建築物が多数存在する地方公共団体を把握し、これらの業務が円滑に行われるよう、十分な情報提供や支援を行うこと。さらに、避難所として指定された場合には耐震化に係る助成率が高くなることについて地方公共団体に周知徹底し、建築物所有者の負担の軽減を図るとともに、耐震診断が義務化される大規模建築物以外の建築物についても避難所としての支援を行うこと。

二 耐震診断が義務付けられる建築物の所有者に對し本法の内容の周知に努め、また、地方公共団体における相談窓口を充実させ、耐震診断の基準や改修の工法等必要な相談に応じられる体制を整備するなど、本法の円滑な実施に万全を期すこと。

三 東日本大震災の被災地において、再度の地震により建築物に大きな被害が生じることがない

よう、また、各地の復興に支障を来すことがないよう、既存建築物の耐震診断、耐震改修に対し最大限の支援を行うこと。

四 病院や旅館、ホテル等の民間建築物についても、迅速に取り組んだ建築物所有者が不利益になることのないよう適切な配慮を行うとともに、耐震性に係る表示制度については、建築物の選択に利用者が混乱を生じないよう十分な配慮し、丁寧な運用を行うこと。

五 認定を受けた建築物に対する容積率、建ぺい率の緩和は、耐震改修のために必要な場合に限りられるよう適切に指導を行い、違反建築物への対応には万全を期すこと。

六 耐震改修の実施に当たっては、計画的に順次改修を行う方法など、改修がなされやすい方法が可能となるよう配慮し、また、低コスト化などを耐震改修工法の技術開発の促進に努めるこ

と。

七 住宅の耐震改修の促進に際しては、工務店等の地域の建設業者の参画が図られるよう努めること。また、耐震化と併せて省エネ化やバリアフリー化が図られるよう、関係施策の充実のための対策の検討を早急に進めること。

官報(号外)

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結について承認を求めるの件

右国会に提出する。

平成二十五年三月十五日

内閣総理大臣 安倍晋三

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結について承認を求めるの件
国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結について承認を求めるの件

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結について承認を求めるの件

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結について承認を求めるの件
この条約は、監護の権利の侵害を伴う国境を越えた子の連れ去り等が生じた場合に原則として常居所を有していた国に子を迅速に返還するための国際協力の仕組み、国境を越えた親子の接触の実現のための協力等について定めるものである。我が国がこの条約を締結することは、このような国際的な協力を通じ、不法な連れ去り等によって生ずる有害な影響から子を保護することとともに、親子の接触の機会を確保することにより子の利益に資するとの見地から有意義であると認められる。よって、この条約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約

この条約の署名国は、
子の監護に関する事項において子の利益が最も
重要であることを深く確信し、

不法な連れ去り又は留置によつて生ずる有害な

影響から子を国際的に保護すること並びに子が常居所を有していた国への当該子の迅速な返還を確保する手続及び接触の権利の保護を確保する手続を定めることを希望し、

このための条約を締結することを決定して、次のとおり協定した。

この条約は、監護の権利又は接触の権利が侵害される直前にいずれかの締約国に常居所を有していた子について適用する。この条約は、子が十六歳に達した場合には、適用しない。

a に規定する監護の権利は、特に、法令の適用により、司法上若しくは行政上の決定により、又はaに規定する国の法令に基づいて法的効果を有する合意により生ずるものとする。

と。

b 暫定措置をとり、又はとらすことにより、子に対する更なる害悪又は利害関係者に対する不法に連れ去られ、又は留置されている子の所在を特定すること。

c 子の任意の返還を確保し、又は問題の友好的な解決をもたらすこと。

と。

d 望ましい場合には、子の社会的背景に関する情報を交換すること。

と。

e この条約の適用に関連する自国の法令につき一般的な情報を提供すること。

と。

f 子の返還を得るために司法上若しくは行政上の手続を開始し、又は当該手続の開始について便宜を与えること、及び適当な場合には接觸の権利について内容を定め、又は効果的な行使を確保するよう取り計らうこと。

と。

g 状況により必要とされる場合には、法律に関する援助及び助言（弁護士その他法律に関する助言者の参加を含む。）を提供し、又はこれららの提供について便宜を与えること。

と。

h 子の安全な返還を確保するための必要な措置をとること。

と。

i この条約の実施に関する情報を常に相互に通報し、及びこの条約の適用に対する障害を可能な限り除去すること。

と。

j 特に、中央当局は、直接に又は仲介者を通じて、次の事項を目的として、全ての適当な措置をとること。

と。

k 不法に連れ去られ、又は留置されている子の所在を特定すること。

と。

l 中央当局は、子の迅速な返還を確保し、及びこの条約の他の目的を達成するため、相互に協力し、及びそれぞれの国内における権限のある当局の間の協力を促進する。

と。

m 監護の権利が侵害されて子が連れ去られ、又は留置されたと主張する個人、施設又は他の機関は、当該子の常居所の中央当局又は他の締約国の

中央当局に対し、当該子の返還を確保するための援助の申請を行うことができる。

当該申請には、次のものを含める。

- a 申請者、子及び当該子を連れ去り、又は留置しているとされる者の特定に関する情報
- b 可能な場合には、子の生年月日
- c 申請者が子の返還を請求する根拠
- d 子の所在及び子と共に所在すると推定される者の特定にかかるもの
- e 当該申請に次のものを添付し、又は当該申請を次るものにより補足することができる。
- f 関係する決定又は合意の写しであって、証明を受けたもの
- g その他の関係文書

官報(号外)

前条に規定する申請を受領した中央当局は、子が他の締約国に現に所在すると信するに足りる理由がある場合には、当該申請を当該他の締約国の中央当局に直接かつ遅滞なく移送し、要請を行つた中央当局又は申請者に対しその旨を通知する。

子が現に所在する国の中央当局は、当該子が任意に返還されるよう全ての適当な措置をとり、又はとらせる。

第十一条

締約国の司法当局又は行政当局は、子の返還のための手続を迅速に行う。

関係する司法当局又は行政当局が当該手続の開始の日から六週間以内に決定を行なうことができない場合は、当該子の返還を命ずる前に、当該申請

が第三条の規定の意味において不法に連れ去られ、又は留置されている場合において、当該子が現に所在する締約国の司法当局又は行政当局が手続を開始した日において当該子の不法な連れ去り又は留置の日から一年が経過していないときは、当該司法当局又は行政当局は、直ちに、当該子の返還を命ずる。

司法当局又は行政当局は、前項に規定する一年が経過した後に手続を開始した場合においても、

子が新たな環境に適応していることが証明されない限り、当該子の返還を命ずる。

要請を受けた国の中央当局は、第一

三条の規定の意味において不法な連れ去り又は留置があつたか否かを確認するに当たり、子が常居所を有していた國の法令及び司法上又は行政上の決定(当該国において正式に承認されたものであるか否かを問わない)を、当該法令に関する證明のため又は外国の決定の承認のために適用される特定の手続がある場合においてもこれによることなく、直接に考慮することができる。

第十三条

前条の規定にかかわらず、要請を受けた国の中央

当局又は行政当局は、子の返還に異議を申し立てた個人、施設又は他の機関が次のいずれかのことを証明する場合には、当該子の返還を命ずる義務を負わない。

a 子を監護していた個人、施設又は他の機関

が、連れ去り若しくは留置の時に現実に監護

するよう要求する権利を有するものとし、要請を受けた国の中央当局は、自己の職権により又は要請を行つた国の中央当局が求めるときは、遅延の理由を明らかにするよう要求する権利を有する。要請を受けた国の中央当局は、その要求への回答を受領したときは、当該回答を要請を行つた国の中央当局又は申請者に転送する。

第十二条

子が心身に害悪を受けることによって子が心身に害悪を受け、又は他の耐え難い状態に置かれることがなる重大な危険があること。

司法当局又は行政当局は、この条に規定することを拒み、かつ、その意見を考慮に入れることが適当である年齢及び成熟度に達していると認める場合には、当該子の返還を命ずることを拒むことができる。

司法当局又は行政当局は、この条に規定する状況について検討するに当たり、子の社会的背景に関する情報であつて当該子の常居所の中央当局その他の中央当局により提供されるものを考慮に入れる。

第十四条

要請を受けた国の中央当局又は行政当局は、第一

三条の規定の意味において不法な連れ去り又は留置があつたか否かを確認するに当たり、子が常居所を有していた國の法令及び司法上又は行政上の決定(当該国において正式に承認されたものであるか否かを問わない)を、当該法令に関する證明のため又は外国の決定の承認のために適用される特定の手続がある場合においてもこれによることなく、直接に考慮することができる。

第十五条

この章の規定は、司法当局又は行政当局が有するいつでも子の返還を命ずる権限を制限するものではない。

第十六条

子が自國に連れ去られ、又は自國において留置され、この条に基づいて子が返還されないことが該子が第三条の規定の意味において不法に連れ去られる、又は留置されている場合において、当該子が現に所在する締約国の司法当局又は行政当局が手続を開始した日において当該子の不法な連れ去り又は留置の日から一年が経過していないときは、当該司法当局又は行政当局は、直ちに、当該子の返還を命ずる。

司法当局又は行政当局は、この条に規定する状況について検討するに当たり、子の社会的背景に関する情報であつて当該子の常居所の中央当局その他の中央当局により提供されるものを考慮に入れる。

第十七条

要請を受けた国において監護に関する決定が行われたという事実又は当該国において当該決定が承認され得るという事実のみをもつて、この条約に基づく子の返還を拒む根拠としてはならない。

もつとも、要請を受けた国の中央当局又は行政当局は、この条約の適用に当たり、当該決定の理由を考慮することができる。

第十八条

この章の規定は、司法当局又は行政当局が有するいつでも子の返還を命ずる権限を制限するものではない。

第十九条

この条約に基づく子の返還に関する決定は、監護の権利についての本案の判断としてはならない。

第十二条の規定に基づく子の返還については、要請を受けた国における人権及び基本的自由の保

者に対し当該決定又は判断を得るよう要請することができる。締約国の中央当局は、申請者が当該決定又は判断を得ることをできる限り援助する。

第十三条

子が自國に連れ去られ、又は自國において留置され、この条に基づいて子が返還されないことが該子が第三条の規定の意味において不法に連れ去られる、又は留置されている場合において、当該子が現に所在する締約国の司法当局又は行政当局が手続を開始した日において当該子の不法な連れ去り又は留置の日から一年が経過していないときは、当該司法当局又は行政当局は、直ちに、当該子の返還を命ずる。

司法当局又は行政当局は、この条に規定する状況について検討するに当たり、子の社会的背景に関する情報であつて当該子の常居所の中央当局その他の中央当局により提供されるものを考慮に入れる。

第十四条

要請を受けた国の中央当局又は行政当局は、第一

三条の規定の意味において不法な連れ去り又は留置があつたか否かを確認するに当たり、子が常居所を有していた國の法令及び司法上又は行政上の決定(当該国において正式に承認されたものであるか否かを問わない)を、当該法令に関する證明のため又は外国の決定の承認のために適用される特定の手続がある場合においてもこれによることなく、直接に考慮することができる。

第十五条

この章の規定は、司法当局又は行政当局が有するいつでも子の返還を命ずる権限を制限するものではない。

第十六条

子が心身に害悪を受けることによって子が心身に害悪を受け、又は他の耐え難い状態に置かれることがなる重大な危険があること。

司法当局又は行政当局は、この条に規定することを拒み、かつ、その意見を考慮に入れることが適当である年齢及び成熟度に達していると認める場合には、当該子の返還を命ずることを拒むことができる。

司法当局又は行政当局は、この条に規定する状況について検討するに当たり、子の社会的背景に関する情報であつて当該子の常居所の中央当局その他の中央当局により提供されるものを考慮に入れる。

第十七条

要請を受けた国において監護に関する決定が行われたという事実又は当該国において当該決定が承認され得るという事実のみをもつて、この条約に基づく子の返還を拒む根拠としてはならない。

もつとも、要請を受けた国の中央当局又は行政当局は、この条約の適用に当たり、当該決定の理由を考慮することができる。

第十八条

この章の規定は、司法当局又は行政当局が有するいつでも子の返還を命ずる権限を制限するものではない。

第十九条

この条約に基づく子の返還に関する決定は、監護の権利についての本案の判断としてはならない。

第十二条の規定に基づく子の返還については、要請を受けた国における人権及び基本的自由の保

官報(号外)

護に関する基本原則により認められないものである場合には、拒むことができる。

第四章 接触の権利

第二十一条 第二十二条の規定に従つて接触の権利について内容を定め、又は効果的な行使を確保するよう取り計らうことを求める申請は、締約国の中中央当局に対して、子の返還を求める申請と同様の方法によつて行うことができる。

中央当局は、接触の権利が平穏に享受されることが及び接触の権利の行使に当たり従うべき条件が満たされることを促進するため、第七条に定める協力の義務を負う。中央当局は、接触の権利の行使に対するあらゆる障害を可能な限り除去するための措置をとる。

中央当局は、接触の権利について内容を定め、又は保護するため及び接触の権利の行使に当たり従うべき条件が尊重されることを確保するため、直接に又は仲介者を通じて、手続を開始し、又はその開始について援助することができる。

第五章 一般規定

第二十二条

いかなる保証、担保及び供託(その名称のいかんを問わない)も、この条約の適用を受ける司法上又は行政上の手続に要する費用の支払を保証するためにはならない。

第二十三条

認証その他これに類する手続は、この条約との関係において要求することができない。

第二十四条

要請を受ける國の中央当局に送付される申請、連絡その他の文書は、原語によるものとし、当該國の公用語又はこれが実現不可能な場合にはフラ

ンス語若しくは英語による翻訳を添付する。

ただし、締約国は、第四十二条の規定に従つて留保を付することにより、自國の中央当局に送付される申請、連絡その他の文書におけるフランス語又は英語のいずれか一方の使用を拒むことができる。

第二十五条

締約国の国民及び締約国に常居所を有する者は、この条約の適用に關係のある事項に関し、他の締約国において、当該他の締約国の国民及び当該他の締約国に常居所を有する者と同一の条件で法律に関する援助及び助言を受けることができる。

第二十六条

各中央当局は、この条約を適用するに当たり要する自己の費用を負担する。

第二十七条

中央当局その他締約国の公の当局は、この条約に基づいて行われた申請に係るかかる手数料も徴収してはならない。これらの当局は、特に、手続の費用及び弁護士その他法律に関する助言者が参加した場合にはその参加により生ずる費用の支払を申請者に要求することができない。ただし、これららの当局は、子の返還の実施のために要した費用又は将来要する費用の支払については、要求することができる。

第二十八条

前項の規定にかかわらず、締約国は、第四十二条の規定に従つて留保を付することにより、前項に規定する費用であつて弁護士その他法律に関する助言者の参加又は裁判所における手続により生ずるものを行ふべきものであるか否かを問わない。(行うことを妨げるものではない)。

第二十九条

この条約は、第三条又は第二十一条の規定の意味における監護の権利又は接触の権利の侵害があつたと主張する個人、施設又は他の機関が、締約国の司法当局又は行政当局に直接に申請(この条約に基づくものであるか否かを問わない)を行ふことを妨げるものではない。

第三十条

この条約に従い締約国の中中央当局に対して又は直接司法当局若しくは行政当局に対して行われた全ての申請は、これに添付され、又はいずれかの中央当局によつて提供された文書その他の情報とすることを制限するものではない。

司法当局又は行政当局は、この条約に基づいて子の返還を命じ、又は接触の権利に関する命令を発する際に、適當な場合には、子を連れ去り、若しくは留置した者又は接触の権利の行使を妨げた者に対し、申請者により又は申請者のために支払われた必要な費用(旅費、子の所在を特定するための要した費用又は支払、申請者の法律上の代理人に係る費用及び子の返還に要する費用を含む)を支払うよう命ぜることができる。

第三十一条

子の監護に関して領域内の異なる地域に適用される二以上の法制を有する国に關し、
a 当該国における「常居所」というときは、当該国領域内のいずれかの地域における常居所をいうものとする。
b 「常居所を有していた國の法令」というときは、当該國の領域内の地域であつて子が常居所を有していたものの法令をいうものとする。

第三十二条

第三十三条

子の監護に關して異なる範疇の者に適用される申請者のため行動する代理人を指名する権限を當該中央当局に委任する書面を申請に添付するよう要求することができる。

二以上の法制を有する国に關し、「國の法令」といふときは、当該國の法令において特定する法制をいうものとする。

第三十四条

この条約及び一千九百六十一年十月五日の未成年者の保護に関する当局の権限及び準拠法に関する事項について、この条約が優先して適用される。この条約は、不法に連れ去られ若しくは留置された子の返還を得ること又は接触の権利の内容を定めることを目的として、要請を行ふ國と要請を受ける國との間で効力を有する他の国際文書又は要請を受ける國の他の法令を適用することを制限するものではない。

第三十五条

この条約は、締約国において、この条約が当該締約国について効力を生じた後に行われた不法な連れ去り又は留置についてのみ適用する。

第三十九条又は第四十条の規定に基づく宣言が行われた場合には、前項に規定する「締約国」とは、この条約が適用される領域内の地域をいうものとする。

第三十六条

この条約のいかなる規定も、二以上の締約国が、子の返還に関して受ける制約を限定するため、この条約の規定であつてこのような制約を伴い得るもの適用を排除することをこれらの締約国において合意することを妨げるものではない。

第六章 最終条項

第三十七条

この条約は、ハーグ国際私法会議の第十四回会期の時に同会議の構成国であった国による署名のために開放しておく。

この条約は、批准され、受諾され、又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、オランダ王国外務省に寄託する。

第三十八条

その他の国は、この条約に加入することができるのである。

加入書は、オランダ王国外務省に寄託する。

この条約は、これに加入する国については、加入書の寄託の後三番目の月の初日に効力を生ずる。

加入は、加入国とその加入を受け入れる旨を宣言した締約国との間においてのみ効力を有する。

いざれかの国の加入の後この条約を批准し、受諾

第四十四条

し、又は承認する構成国は、その旨の宣言を行わなければならぬ。これらの宣言は、オランダ王国外務省に寄託するものとし、同省は、その認証書本を外交上の経路を通じて各締約国に送付す

る。

この条約は、加入国とその加入を受け入れる旨を宣言した国との間においては、受け入れる旨の宣言の寄託の後三番目の月の初日に効力を生ずる。

第三十九条

いずれの国も、署名、批准、受諾、承認又は加入の際に、自國が国際関係について責任を有する領域の全部又は一部についてこの条約を適用することを宣言することができる。その宣言は、この条約が当該国について効力を生ずる時に効力を生ずる。

第四十条

この宣言及びその後の適用領域の拡大は、オランダ王国外務省に通告する。

第四十一条

この条約が対象とする事項に関して異なる法制が適用される二以上の地域をその領域内に有する

締約国は、署名、批准、受諾、承認又は加入の際に、この条約を自國の領域内の全ての地域に適用するか又は一若しくは二以上の地域についてのみ適用するかを宣言することができるものとし、別

の宣言を行うことによりその後いつでもこの宣言を変更することができる。

これらの宣言は、オランダ王国外務省に通告する。

この条約が適用される領域内の地域のものとし、この条約が適用される領域内の地域を明示する。

第四十二条

この条約に署名し、これを批准し、受諾し、若しくは承認し、若しくはこれに加入し、又は前条の規定に基づき宣言を行うことは、当該締約国内における権限の配分に何ら影響を及ぼすものではない。

された統治体制を有する場合には、当該締約国がこの条約に署名し、これを批准し、受諾し、若しくは承認し、若しくはこれに加入し、又は前条の規定に基づき宣言を行うことは、当該締約国内における権限の配分に何ら影響を及ぼすものではない。

いざれの国も、批准、受諾、承認若しくは加入の時までに又は第三十九条若しくは第四十条の規定に基づく宣言を行う時に、第二十四条又は第二十六条第三項に規定する留保の一方又は双方を付することができる。その他のいかなる留保も、認められない。

いざれの国も、いつでも、自國が付した留保を撤回することができる。撤回は、オランダ王国外務省に通告する。

留保は、前項の通告の後三番目の月の初日に効力を失う。

第四十三条

この条約は、第三十七条及び第三十八条に規定する批准書、受諾書、承認書又は加入書のうち三番目に寄託されるものの寄託の後三番目の月の初日に効力を生ずる。

その後は、この条約は、次の日に効力を生ずる。

オランダ王国外務省は、ハーグ国際私法会議の構成国及び第三十八条の規定に従つて加入した国に対し、次の事項を通報する。

1 第三十七条に規定する署名、批准、受諾及び承認

2 第三十八条に規定する加入

3 第四十三条の規定に従つてこの条約が効力を生ずる日

4 第三十九条に規定する適用宣言

5 第三十八条及び第四十条に規定する宣言

6 第二十四条及び第二十六条第三項に規定する留保並びに第四十二条に規定する留保の撤回

7 前条に規定する廃棄

第四十四条

この条約は、前条第一項の規定に従つて効力を生じた日から五年間効力を有する。その日以後にこの条約を批准し、受諾し、若しくは承認し、又はこれに加入する。その後いつでも、同様とする。

この条約は、廃棄されない限り、五年ごとに默示的に更新される。

廃棄は、当該五年の期間が満了する少なくとも六箇月前にオランダ王国外務省に通告する。廃棄は、この条約が適用される領域又は領域内の地域のうち特定のものに限定して行うことができる。廃棄は、これを通告した国についてのみ効力を生ずるものとし、その他の締約国については、この条約は、引き続き効力を有する。

この条約は、前条第一項の規定に従つて効力を生じた日から五年間効力を有する。その後いつでも、同様とする。

この条約は、前条第一項の規定に従つて効力を生じた日から五年間効力を有する。その後いつでも、同様とする。

官報(号外)

千九百八十年十月二十五日にハーグで、ひとしく正文である英語及びフランス語により本書一通を作成した。本書は、オランダ王国政府に寄託するものとし、その認証謄本は、外交上の経路を通じてハーグ国際私法会議の第十四回会期の時構成国に送付する。

(署名欄は省略)

**国際的な子の奪取の民事上の側面に関する
条約の締結について承認を求める件に関する
する報告書**

一本件の目的及び要旨

人の移動及び国際結婚の増加に伴い、千九百七十年代に入り、一方の親による子の連れ去り及び監護の権利をめぐる紛争の國際裁判管轄の問題が国際的な場で議論されるようになった。各國の國際私法規則の統一を図るための研究及び条約の作成を行う政府間機関であり、昭和三十年のハーグ国際私法会議規程の発効によって常設機関となつたハーグ国際私法会議は、昭和五十四年三月及び十一月にこの問題に関する特別委員会を開催し、各締約国の指定された中央当局を通じて各締約国の裁判所と行政機関との協力により国際的な子の連れ去りを防止すること等について定める条約の素案を作成した。昭和五十五年十月に開催されたハーグ国際私法會議第十四回会期において、この素案に基づく審議が行われ、この条約が採択された。

本条約は、監護の権利の侵害を伴う国境を越えた子の連れ去り等が生じた場合に原則として常居所を有していた国に子を迅速に返還するための国際協力の仕組み、国境を越えた親子の接触の実現のための協力等について定めるもので

あり、その主な内容は次のとおりである。

1 子の連れ去り又は留置は、当該連れ去り又は留置の直前に子が常居所を有していた国の法令に基づいて個人等が共同又は単独で有する監護の権利を侵害しており、かつ、当該連れ去り又は留置の時に当該監護の権利が現実に行使されていた場合等には、不法とするこ

なる重大な危険があること等を証明する場合には、子の返還を命ずる義務を負わないと。

2 この条約は、監護の権利又は接觸の権利が侵害される直前にいざれかの締約国に常居所を有していた子について適用するが、子が十六歳に達した場合には適用しないこと。

3 締約国は、この条約により中央当局に対して課される義務を履行するため、中央当局を指定すること。

4 中央当局は、直接に又は仲介者を通じて、子の所在の特定、子の任意の返還又は友好的な解決の促進、子の返還及び接觸の権利の行使のための手続の開始についての便宜の供与等のため、全ての適当な措置をとること。

5 監護の権利が侵害されて子が連れ去られ、又は留置されたと主張する個人等は、子の常居所の中央当局又は他の締約国の中

居所の中央当局に對し、子の返還を確保するための援助の申請を行なうことができるこ

と等について定める条約の素案を作成した。昭和五十五年十月に開催されたハーグ国際私法會議第十四回会期において、この素案に基づく審議が行われ、この条約が採択された。

本条約は、監護の権利を伴う国境を越えた子の連れ去り等が生じた場合に原則として常居所を有していた国に子を迅速に返還するための国際協力の仕組み、国境を越えた親子の接觸の実現のための協力等について定めるもので

平成二十五年四月十九日

外務委員長 河井 克行

衆議院議長 伊吹 文明殿

健康保険法等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十五年三月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

健康保険法等の一部を改正する法律
(健康保険法の一部改正)

第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二百二十二条」を「第一百二十二条」に改める。

第一条中「の業務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産及びその被扶養者」を「又はその被扶養者の業務災害(労働者災害賠償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第一項第一号に規定する業務災害をいう。)以外」に、「死亡」を「若しくは死亡」に改める。

第七条の二第三項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第二百四条の七第一項に規定する権限に係る事務に関する業務

第五十三条の次に次の二条を加える。

(法人の役員(業務を執行する社員、取締役執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であ

る場合には、子が現に所在する締約国の司法国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

1 本条約を締結することは、国際的な協力を通じ、不法な連れ去り等によって生ずる有害な影響から子を保護するとともに、親子の接觸の機会を確保することにより子の利益に資するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

るかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ)であるときは、当該被保険者又はその被扶養者のそ

の法人の役員としての業務(被保険者の数が五人未満である適用事業所に使用される法人の役員としての業務であつて厚生労働省令で定めるものを除く)に起因する疾病、負傷又は死亡に関して保険給付は、行わない。

第五十五条第一項中「昭和二十二年法律第五十号」を削る。

第二百四条第一項中「及び前条第一項」を「前条第一項に改め、「市町村長が行うこととされたもの」の下に「及び第二百四条の七第一項に規定するもの」を加える。

第二百四条の五第一項中「同項中」の下に「二、保険料又は保険給付」とあるのは「又は保険料」と、「機構」を「日本年金機構」に改める。

第二百四条の六の次に次の二条を加える。

(協会への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第二百四条の七 第九十八条第一項の規定による厚生労働大臣の命令並びに質問及び検査の権限(健康保険組合に係る場合を除き、保険料に関するものに限る)に係る事務は、協会に行わせるものとする。ただし、当該権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

2 前項に定めるもののほか、協会による同項に規定する権限に係る事務の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(協会が行う立入検査等に係る認可等)

第二百四条の八 協会は、前条第一項に規定する権限に係る事務を行なう場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ。

2 前項に規定する場合における第九十八条第一項の規定について、同項中「被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付」とあるのは「保険給付」と、「当該職員」とあるのは「協会の職員」とする。

第二百八条第五号中の「職員」の下に「及び第十八条第二項」に改める。

第二百二十二条 協会の役員は、第二百四条の八第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、二十万円以下の過料に処する。

附則第五条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(国庫補助の特例)」を付し、同条の次に次の二条を加える。

第五条の三 平成二十五年度及び平成二十六年度においては、第一百五十三条第一項中「給付費割合(同法第三十四条第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同項第一号に掲げる額の割合を乗じて得た額並びに同法附則第十四条の五第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同項第一号に掲げる額の割合を乗じて得た額並びに同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金(日雇特例被保険者に係るもの)を除く)及び第二号に掲げる額の合計額に対する同項第一号及び第二号に掲げる額の割合を乗じて得た額から調整対象額の合計額から、調整対象給付費見込額に同法附則第十三条の五の二第三号に規定する概算加入者調整率を乗じて得た額から調整対象給付費見込額を控除した額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする)の割合を乗じて得た額並びに同法の規定による後期高齢者支援金(日雇特例被保険者に係るもの)を除く)の納付に要する費用の額に同法附則第十四条の五第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同項第一号に掲げる額の割合を乗じて得た額並びに同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金(日雇特例被保険者に係るもの)を除く)及び」と、「当該前期高齢者納付金の額に給付費割合を乗じて得た額を除き、前期高齢者交付金」とあるのは「前期高齢者交付金」と、「当該額に給付

込額(以下この条において「調整対象給付費見込額」という。)に同条第三号に規定する概算加入者調整率を乗じて得た額から調整対象給付費見込額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする)の割合」と、「に給付費割合を乗じて得た額」とあるのは「基準として政令で定める額」と、第一百五十四条第一項中「費用の額に給付費割合」とあるのは「費用の額に付費見込額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする)の割合」と、「に給付費見込額」とあるのは「基準として政令で定める額」と、附則第四条の四の規定により読み替えた第一百五十三条第二項中「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金(日雇特例被保険者に係るもの)を除く)及び同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金(日雇特例被保険者に係るもの)を除く)並びに」とあるのは「の納付に要する費用の額に高齢者の医療の確保に関する法律附則第十三条の五の四第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額から、調整対象給付費見込額に同法附則第十三条の五の二第三号に規定する概算加入者調整率を乗じて得た額から調整対象給付費見込額を控除した額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする)の割合を乗じて得た額並びに同法の規定による後期高齢者支援金(日雇特例被保険者に係るもの)を除く)の納付に要する費用の額に同法附則第十四条の五第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同項第一号に掲げる額の割合を乗じて得た額並びに同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金(日雇特例被保険者に係るもの)を除く)及び」と、「当該前期高齢者納付金の額に給付費割合を乗じて得た額を除き、前期高齢者交付金」とあるのは「前期高齢者交付金」と、「当該額に給付

費割合を乗じて得た額」とあるのは「前項の政令で定める額」と、第一百五十四条第一項中「費用の額に給付費割合」とあるのは「費用の額に付費見込額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする)の割合」と、「に給付費見込額」とあるのは「基準として政令で定める額」と、附則第五条中「千分の百三十」とあるのは「千分の百六十四」とする。

附則第八条の四の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(都道府県単位保険料率の算定の特例等)」を付し、同条の次に次の二条を加える。

第八条の五 平成二十五年度及び平成二十六年度においては、第一百六十条第三項第三号中「並びに健康保険事業」とあるのは「健康保険事業」と、「及び次条の規定による準備金の積立ての予定額(第一百五十二条の規定による国庫負担金の額を除く)」とあるのは「(第一百五十二条の規定による国庫負担金の額を除く)並びに第七条の三十一の規定による短期借入金の償還に要する費用の額に充てるものとして政令で定める額」と、同条第五項中「二

二、並びに第七条の三十一の規定による短期借入金の償還に要する費用の額に充てるものとして政令で定める額」と、同条第五項中「二」とあるのは「平成二十五年度にあつては当該年度開始前に、当該事業年度」とする。

2 協会については、平成二十五年度及び平成二十六年度においては、第一百六十条の二の規定は適用しない。

官 報 (号 外)

(船員保険法の一部改正)

第一条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)

の一部を次のように改正する。

第一条中「法律は、船員」の下に「又はその被扶養者」を加え、「及びその被扶養者の疾病、負傷、死亡又は出産」を削る。

第五条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の号を加える。

四 第百五十三条の六の一第一項に規定する権限に係る事務に関する業務

第一百五十三条第一項中「行うこととされたもの」の下に「及び第一百五十三条の六の二第一項に規定するもの」を加える。

第一百五十三条の五第二項中「同項中」の下に「、保険料又は保険給付」とあるのは「又は保険料」と「機構を「日本年金機構」に改める。

第一百五十三条の六の次に次の二条を加える。
(協会への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第一百五十三条の六の二 第百四十六条第一項の規定による厚生労働大臣の命令並びに質問及び検査の権限(保険給付に関するものに限る。)に係る事務は、協会に行わせるものとする。ただし、当該権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

2 前項に定めるもののほか、協会による同項に規定する権限に係る事務の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(協会が行う立入検査等に係る認可等)

第一百五十三条の六の三 協会は、前条第一項に規定する権限に係る事務を行ふ場合には、あ

らかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

附則第十三条の五の次に次の見出し及び四条を加える。

(平成二十五年度及び平成二十六年度の各年

度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者交

付金の額の算定の特例)

第十三条の五の二 平成二十五年度及び平成二

十六年度の各年度の被用者保険等保険者に係

る第三十三条第一項の概算前期高齢者交付金

の額は、第三十四条第一項の規定にかかるわら

ず、第一号に掲げる額から第三号に掲げる額

を控除した額と第二号に掲げる額から第四号

に掲げる額を控除した額に三分の二を乗じて

得た額との合計額(当該合計額が零を下回る

場合には、零とする。)とする。

一 当該各年度における当該被用者保険等保

険者に係る第三十四条第一項第一号の調整

対象給付費見込額と附則第八条の規定によ

り算定される病床転換支援金の額に当該各

年度における当該被用者保険等保険者に係

る加入者の見込数に対する前期高齢者であ

る加入者の見込数の割合を基礎として被用

者保険等保険者ごとに算定される率(次号

において「前期高齢者加入見込率」という。)

附則第十三条の二中「規定する被用者保険等

保険者」の下に「(健康保険法第百二十三条第一

項の規定による保険者としての全国健康保険協

会を除く。)」を加え、同条第三号中「次号におい

て」を「以下」に改め、同条第四号中「概算加入者調整率」を「当該各年度における確定加入者調整率」に改める。

附則第十三条の三第三号中「次号において」を

「以下」に改め、同条第四号中「確定加入者調整

率」を「当該各年度における確定加入者調整率」に改める。

三 調整対象給付費見込額等に係る概算調整

対象基準額(当該被用者保険等保険者に係

る調整対象給付費見込額等に当該各年度に

おける概算加入者調整率を乗じて得た額を

いう。附則第十三条の五の四第一項第一号

において同じ。)

四 前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支

援金の概算額に係る概算調整対象基準額

(当該被用者保険等保険者に係る前期高齢

者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算

額に当該各年度における概算加入者調整率

を乗じて得た額をいう。附則第十三条の五

の四第一項第二号及び第三項において同

じ。)

第十三条の五の三 平成二十五年度及び平成二

十六年度の各年度の被用者保険等保険者に係

る第三十三条第一項の確定前期高齢者交付金

の額は、第三十五条第一項の規定にかかるわら

ず、第一号に掲げる額から第三号に掲げる額

を控除した額と第二号に掲げる額から第四号

に掲げる額を控除した額に三分の二を乗じて

得た額との合計額(当該合計額が零を下回る

場合には、零とする。)とする。

一 当該各年度における当該被用者保険等保

険者に係る第三十五条第一項第一号の調整

対象給付費額と附則第八条の規定により算

定される病床転換支援金の額に当該各年度

における当該被用者保険等保険者に係る加

入者の数に対する前期高齢者である加入者

の数の割合を基礎として被用者保険等保

険者ごとに算定される率(次号において「前期

高齢者加入率」という。)を乗じて得た額と

の合計額(第三号及び附則第十三条の五の

五第一項第一号において「調整対象給付費額等」という。)

二 当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る附則第十四条の六第二項第一号の確定加入者割後期高齢者支援金額に前期高齢者加入率を乗じて得た額(第四号及び附則第十三条の五第一項第二号において「前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額」という。)

三 調整対象給付費見込額等に係る概算調整基準額(当該被用者保険等保険者に係る調整対象給付費額等に当該各年度における確定加入者調整率を乗じて得た額をいう。附則第十三条の五第一項第一号において同じ。)

四 前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額(当該被用者保険等保険者に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に当該各年度における確定加入者調整率を乗じて得た額をいう。附則第十三条の五第一項第一号において同じ。)

(平成二十五年度及び平成二十六年度の各年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者納付金の額の算定の特例)

第十三条の五の四 平成二十五年度及び平成二十六年度の各年度の被用者保険等保険者に係る第三十八条第一項第一号の負担調整前概算前高齢者納付金相当額は、同条第二項の規定にかかわらず、第一号から第三号までに掲げる額(特定健康保険組合にあつては、第一号から第四号までに掲げる額)の合計額(第一号から第四号までに掲げる額)とす。

第一号から第四号までに掲げる額(特定健康保険組合にあつては、第一号から第三号までに掲げる額)の合計額(第一号から第四号までに掲げる額)とす。

号及び第二号に掲げる額の合計額が零を下回る場合には、第三号に掲げる額(特定健康保険組合にあつては、同号及び第四号に掲げる額の合計額)とする。

一 調整対象給付費見込額等に係る概算調整対象基準額から調整対象給付費見込額等を控除して得た額。

二 前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額から前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額を控除して得た額(第四号第一号において「後期高齢者支援金に係る概算加入者割前期高齢者納付金額」という。)

三 後期高齢者支援金に係る概算総報酬割前期高齢者納付金額

四 特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額に三分の一を乗じて得た額

2 前項第三号の後期高齢者支援金に係る概算総報酬割前期高齢者納付金額は、当該各年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬額に当該各年度における被用者保険等保険者に係る概算後期高齢者支援金調整率で除して得た額の合計額

一 各被用者保険等保険者(第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額が零を下回る被用者保険等保険者を除く。)に係る後期高齢者支援金に係る概算加入者割前期高齢者納付金額を当該各年度における当該各被用者保険等保険者に係る概算後期高齢者支援金調整率で除して得た率とする。

二 前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額から前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額を控除して得た額(第四項第一号において「後期高齢者支援金に係る概算加入者割前期高齢者納付金額」という。)

三 後期高齢者支援金に係る確定総報酬割前期高齢者納付金額

四 特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額に三分の一を乗じて得た額

2 前項第三号の後期高齢者支援金に係る確定総報酬割前期高齢者納付金額は、当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る概算後期高齢者支援金調整率(第一百二十条第一項第四号の特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に当該各年度における被用者保険等保険者に係る概算後期高齢者支援金調整率で除して得た額の合計額)とす。

三 附則第十三条の五の二の規定により算定される額が零を上回る被用者保険等保険者に係る同条第二号に掲げる額から同条第四号に掲げる額を控除した額の合計額

2 前項第三号の後期高齢者支援金に係る確定総報酬割前期高齢者納付金額は、当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る確定後期高齢者支援金調整率(第一百二十二条第一項の特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に当該各年度における被用者保険等保険者に係る概算後期高齢者支援金調整率で除して得た額の合計額)とす。

の概算額に係る概算調整対象基準額に、厚生労働省令で定めるところにより算定される当該各年度における当該特定健康保険組合に係る加入者の見込数に対する特例退職被保険者等である加入者の見込数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率を乗じて得た額とする。

二 前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額から調整対象給付費見込額等を控除して得た額(特定健康保険組合にあつては、同号及び第四号に掲げる額の合計額)とする。

一 調整対象給付費見込額等に係る確定調整対象基準額から調整対象給付費見込額等を控除して得た額。

定にかかわらず、第一号から第三号までに掲げる額(特定健康保険組合にあつては、第一号から第四号までに掲げる額)の合計額(第一号及び第二号に掲げる額の合計額が零を下回る場合には、第三号に掲げる額(特定健康保険組合にあつては、同号及び第四号に掲げる額の合計額)とする。

一 調整対象給付費見込額等に係る確定調整対象基準額から調整対象給付費見込額等を控除して得た額。

二 前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額から前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額を控除して得た額(第四項第一号において「後期高齢者支援金に係る概算加入者割前期高齢者納付金額」という。)

三 後期高齢者支援金に係る確定総報酬割前期高齢者納付金額

四 特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額に三分の一を乗じて得た額

2 前項第三号の後期高齢者支援金に係る確定総報酬割前期高齢者納付金額は、当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る概算後期高齢者支援金調整率(第一百二十条第一項第四号の特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に当該各年度における被用者保険等保険者に係る概算後期高齢者支援金調整率で除して得た額の合計額)とす。

三 附則第十三条の五の二の規定により算定される額が零を上回る被用者保険等保険者に係る同条第二号に掲げる額から同条第四号に掲げる額を控除した額の合計額

2 前項第三号の後期高齢者支援金に係る確定総報酬割前期高齢者納付金額は、当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る確定後期高齢者支援金調整率(第一百二十二条第一項の特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に当該各年度における被用者保険等保険者に係る概算後期高齢者支援金調整率で除して得た額の合計額)とす。

一 調整対象給付費見込額等に係る確定調整対象基準額から調整対象給付費見込額等を控除して得た額。

二 前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額から前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額を控除して得た額(第四項第一号において「後期高齢者支援金に係る概算加入者割前期高齢者納付金額」という。)

三 後期高齢者支援金に係る確定総報酬割前期高齢者納付金額

四 特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額に三分の一を乗じて得た額

2 前項第三号の後期高齢者支援金に係る確定総報酬割前期高齢者納付金額は、当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る概算後期高齢者支援金調整率(第一百二十条第一項第四号の特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に当該各年度における被用者保険等保険者に係る概算後期高齢者支援金調整率で除して得た額の合計額)とす。

三 附則第十三条の五の二の規定により算定される額が零を上回る被用者保険等保険者に係る同条第二号に掲げる額から同条第四号に掲げる額を控除した額の合計額

2 前項第三号の後期高齢者支援金に係る確定総報酬割前期高齢者納付金額は、当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る確定後期高齢者支援金調整率(第一百二十二条第一項の特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に当該各年度における被用者保険等保険者に係る概算後期高齢者支援金調整率で除して得た額の合計額)とす。

一 調整対象給付費見込額等に係る確定調整対象基準額から調整対象給付費見込額等を控除して得た額。

の確定額に係る確定調整対象基準額は、当該各年度における当該特定健康保険組合に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額に、厚生労働省令で定めるところにより算定される当該各年度における当該特定健康保険組合に係る加入者の数に対する特例退職被保険者等である加入者の数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率を乗じて得た額とする。

を加える

(平成二十五年度及び平成二十六年度の各年
度の費用者と金算入者との費用者)

度の被用者保険等保険者に係る後期高齢者支 援金の額の算定の特例)

第十四条の五 平成二十五年度及び平成二十六年度の各年度の被用者保険等保険者に係る第二百十九条第一項の概算後期高齢者支援金の額は、第二百二十条第一項の規定にかかわらず、第一号及び第二号に掲げる額(特定健康保険組合にあつては、第一号から第三号までに掲げる額)の合計額とする。

一 当該各年次に係る当該支用者保険等保

令で定めるところにより、第一号に掲げる合計額から第二号及び第三号に掲げる合計額の合計額を控除した額に三分の一を乗じて得た額を、当該各年度における各被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の合計額で除して得た率とする。

一 各被使用者保険等保険者(第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額が零を下回る被使用者保険等保険者を除く。)による後期高齢者支援金に係る確定加入者割前期高齢者納付金額を当該各年度における当該各被使用者保険等保険者に係る確定後期高齢者支援

三 附則第十三条の五の三の規定により算定される額を零を上回る被用者保険等保険者に係る同条第二号に掲げる額から同条第四号に掲げる額を控除した額の合計額

附則第十四条の四の次に次の見出し及び二条

る特例退職被保険者等である加入者の見込数

る特例退職被保険者等である加入者の見込数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定します。

4 算定される率を乗じて得た額とする
第二項の支援金概算拠出率は、厚生労働省

前項第二号の確定総報酬割後期高齢者支援金額は、当該各年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に支援金確定拠出率及び当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る確定後期高齢者支援金調整率を乗じて得た額とする。

3 第一項第三号の特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額は、当該特定期限保険組合に係る確定期間入者割後期高齢者割後期高齢者支援金額と同一の割後期高齢者支援金額とする。

定健康保険組合に係る確定加入者割合(高齢者支援金額に、厚生労働省令で定めるところにより算定される当該各年度における当該特定健康保険組合に係る加入者の数に対する特定退職被保険者等である加入者の数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定され
る率を乗じて得た額とする。

4 第二項の支援金確定拠出率は、厚生労働省令で定めるところにより、各被用者保険等保

険者に係る確定加入者割後期高齢者支援金額（各特定健康保険組合にあつては、当該各特定健康保険組合に係る確定加入者割後期高齢者支援金額から第一項第三号の特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額を控除した額を当該各年度における当該支払者保険料等保有者に係る准三後期高齢者支

被用者保険等保険者に係る確定後其高齢者支援金調整率で除して得た額の合計額に三分の一を乗じて得た額を、当該各年度における各被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の合計額で除して得た率とする。

(国民健康保険法の一部改正)

九十二号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の三 平成二十五年度から平成二十八年度までの各年度の概算療養給付費等拠出金の額及び確定療養給付費等拠出金の額についての附則第二十一条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項第二号中「が負担する後期高齢者支援金」とあるのは

「に係る後期高齢者支援金当該特定健康保険組合に高齢者の医療の確保に関する法律附則第十四条の三から第十四条の六までの規定の適用がないものとして同法第百十九条の規定を適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなるものをいう。次項第二号において同じ。」と、同条第四項第二号中「が負担した」とあるのは「に係る」とす

る。

2 平成二十五年度及び平成二十六年度の各年度における附則第二十一条第五項の規定の適用については、同項中「第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額をいう。以下この項において同じ」とあるのは「附則第十三条の五の二第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。」と、「第三十五条第三項に規定する確定調整対象基準額」とあるのは「附則第十三条の五の三第三号及び第四号に掲げる額の合計額」と、「ときは、当該年度の概算調整対象基準額」とあるのは「ときは、当該年

度の概算調整対象基準額（同法第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額をいう。）と、「概算調整対象基準額」とあるのは「概算調整対象基準額（同法附則第十三条の五の二第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。）と、（施行期日）」とする。

（検討）

第二条 政府は、第一条の規定による改正後の健康保険法附則第五条及び第五条の三（国庫補助率に係る部分に限る）の規定について、全国健康保険協会が管掌する健康保険の財政状況、高齢者の医療に要する費用の負担の在り方についての検討の状況、国の財政状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、平成二十六年度までの間に検討を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

（健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 健康保険法による保険給付で、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に発生した事故に起因する業務上の事由（第一条の規定による改正前の健康保険法第一条の業務外の事由以外の事由をいう。）による疾病、負傷又は死亡に関するものについては、なお従前の例による。

第五条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三十一条中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

準額」とあるのは「概算調整対象基準額（同

法附則第十三条の二第二号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。）ととする。

3 平成二十七年度及び平成二十八年度の各年度における附則第二十一条第五項の規定の適用については、同項中「以下この項において同じ。」とする」とあるのは「前々年度の概算調整対象基準額」とあるのは

「前々年度の概算調整対象基準額（同法附則第十三条の五の二第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。）と、「第三十五条第三項に規定する確定調整対象基準額」とあるのは「附則第十三条の五の三第三号及び第四号に掲げる額の合計額」と、「ときは、当該年度の概算調整対象基準額」とあるのは「ときは、当該年

度の概算調整対象基準額（同法第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額をいう。）と、「概算調整対象基準額」とあるのは「概算調整対象基準額（同法附則第十三条の五の二第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。）と、（施行期日）」とする。

（検討）

第二条 政府は、第一条の規定による改正後の健康保険法附則第五条及び第五条の三（国庫補助率に係る部分に限る）の規定について、全国健康保険協会が管掌する健康保険の財政状況、高齢者の医療に要する費用の負担の在り方についての検討の状況、国の財政状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、平成二十六年度までの間に検討を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

（健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 健康保険法による保険給付で、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に発生した事故に起因する業務上の事由（第一条の規定による改正前の健康保険法第一条の業務外の事由以外の事由をいう。）による疾病、負傷又は死亡に関するものについては、なお従前の例による。

第五条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三十一条中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

準額」とあるのは「概算調整対象基準額（同

法附則第十三条の二第二号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。）ととする。

3 平成二十七年度及び平成二十八年度の各年度における附則第二十一条第五項の規定の適用については、同項中「以下この項において同じ。」とする」とあるのは「前々年度の概算調整対象基準額」とあるのは

「前々年度の概算調整対象基準額（同法附則第十三条の五の二第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。）と、「第三十五条第三項に規定する確定調整対象基準額」とあるのは「附則第十三条の五の三第三号及び第四号に掲げる額の合計額」と、「ときは、当該年度の概算調整対象基準額」とあるのは「ときは、当該年

度の概算調整対象基準額（同法第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額をいう。）と、「概算調整対象基準額」とあるのは「概算調整対象基準額（同法附則第十三条の五の二第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。）と、（施行期日）」とする。

（検討）

第二条 政府は、第一条の規定による改正後の健康保険法附則第五条及び第五条の三（国庫補助率に係る部分に限る）の規定について、全国健康保険協会が管掌する健康保険の財政状況、高齢者の医療に要する費用の負担の在り方についての検討の状況、国の財政状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、平成二十六年度までの間に検討を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

（健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 健康保険法による保険給付で、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に発生した事故に起因する業務上の事由（第一条の規定による改正前の健康保険法第一条の業務外の事由以外の事由をいう。）による疾病、負傷又は死亡に関するものについては、なお従前の例による。

第五条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三十一条中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

準額」とあるのは「概算調整対象基準額（同

法附則第十三条の二第二号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。）ととする。

3 平成二十七年度及び平成二十八年度の各年度における附則第二十一条第五項の規定の適用については、同項中「以下この項において同じ。」とする」とあるのは「前々年度の概算調整対象基準額」とあるのは

「前々年度の概算調整対象基準額（同法附則第十三条の五の二第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。）と、「第三十五条第三項に規定する確定調整対象基準額」とあるのは「附則第十三条の五の三第三号及び第四号に掲げる額の合計額」と、「ときは、当該年度の概算調整対象基準額」とあるのは「ときは、当該年

平成二十五年四月二十三日 衆議院会議録第十八号 健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

同様に、全国健康保険協会管掌健康保険(以下「協会けんぽ」という。)に係る国庫補助率を引き上げること及び被用者保険等の保険者に係る後期高齢者支援金の額の三分の一を標準報酬総額に応じた負担とすること等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 協会けんぽの被保険者の療養の給付等に要する費用の額に対する国庫補助率について、平成二十五年度及び平成二十六年度においては、千分の百六十四とすること。
- 2 平成二十五年度及び平成二十六年度の各年度の被用者保険等の保険者に係る後期高齢者支援金の額の算定において、その額の三分の一を被用者保険等の保険者の標準報酬総額に応じた負担とすること。
- 3 全国健康保険協会の準備金について、平成二十五年度及び平成二十六年度においては、積み立てることを要しないこととする。
- 4 健康保険の被保険者又は被扶養者の業務上の負傷等について、労働者災害補償保険の給付対象となる場合は、法人の役員としての業務を除き、健康保険の給付対象とすること。
- 5 協会けんぽの保険給付に関する厚生労働大臣の事業主に対する命令並びに質問及び検査の権限に係る事務を全国健康保険協会に委任すること。
- 6 政府は、協会けんぽに対する国庫補助率について、その財政状況、高齢者の医療に要する費用の負担の在り方についての検討の状況、国の財政状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、平成二十六年度までの間に検

討を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

7 この法律は、一部を除き、平成二十五年四月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

医療保険制度の安定的運営を図るため、平成二十五年度及び平成二十六年度について、平成二十二年度から平成二十四年度までと同様に、

二十二年度から平成二十四年度までと同様に、平成二十五年度及び平成二十六年度においては、時宜に適するものと認めるが、施行期日に

援金の額の三分の一を標準報酬総額に応じた負担とすること等の措置を講じようとすること及び被用者保険等の保険者に係る後期高齢者支援金の額の三分の一を標準報酬総額に応じた負担とすること等の措置を講じようとすることは、時宜に適するものと認めるが、施行期日に右報告する。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、平成二十五年度において約九百五十億円の見込みである。

一 附則第四条及び第五条の規定	公布の日
第一条中健康保険法第一条の改正規定、同法第五十三条の次に一条を加える改正規定及び同法第五十五条第一項の改正規定、第二条中船員保険法第一条の改正規定並びに附則第三条の規定	平成二十五年十月一日

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 健康保険法による保険給付で、附則第一条(ただし書に規定する)規定の施行の日前に発生した事故に起因する業務上の事由(第一条の規定による改正前の健康保険法第一条の業務外の事由以外の事由をいう。)による疾病、負傷又は死亡に関するものについては、なお従前の例による。

(施行期日)
附 則
衆議院議長 伊吹 文明殿
(別紙)
(小字及び一は修正)

平成二十五年四月十九日

厚生労働委員長 松本 純

第一條 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は

定(同法第五十三条の次に一条を加える改正規定及び同法第五十五条の次に一条を加える改正規定)平成二十五年十月一日に定める日から施行する。
当該各号に定める日から施行する。

十五条第一項の改正規定、第二条中船員保険法第一条の改正規定